

平成 24 年 9 月 18 日開会

# 第 3 回 定例会 会議録

美波町議会

見 出 表	頁
9 月 18 日 ( 火 )	
議長開会の挨拶	5
町長提案理由の説明	6
議案審議	21
9 月 19 日 ( 水 )	
休会	
9 月 20 日 ( 木 )	
休会	
9 月 21 日 ( 金 )	
一般質問	
・ 8 番議員	23
新町建設計画の検証、見直しについて	
・ 11 番議員	28
美波町総合計画（第 2 次総合計画）について	
防災のまちづくり	
・ 14 番議員	42
地震・津波対策	
空き家対策	

見 出 表	頁
・ 7 番議員	52
災害時の減災対策について	
美波町総合計画について	
9 月 24 日（月）	
休会	
9 月 25 日（火）	
議案審議	66
閉会中の継続調査申出書について	86
議長閉会の挨拶	86

平成 24 年 9 月 18 日 美波町議会第 3 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	今津 秀貴	消防防災係長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
地域振興室長	小坂 進	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	教 育 次 長	海司 広幸
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	鶴木 敏夫
教育委員長	原田 村美	監 査 委 員	青木 昭夫

1. 会議事件は次のとおりである。

- 認定第 1 号 平成 23 年度美波町公営企業会計決算の認定について  
認定第 2 号 平成 23 年度美波町歳入歳出決算の認定について  
報告第 7 号 平成 23 年度決算における健全化判断比率について  
報告第 8 号 平成 23 年度決算における資金不足比率について  
議案第 53 号 町道路線の認定について  
議案第 54 号 町道路線の変更について  
議案第 55 号 美波町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について（条例第 17 号）  
議案第 56 号 美波町道路占用料徴収条例の制定について（条例第 18 号）  
議案第 57 号 美波町がけ崩れ対策工事分担金徴収条例の一部を改正する条例  
について（条例第 19 号）  
議案第 58 号 平成 24 年度 美波町一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 59 号 平成 24 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 60 号 平成 24 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 61 号 平成 24 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 62 号 平成 24 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 63 号 平成 24 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算  
（第 1 号）  
議案第 64 号 平成 24 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 65 号 平成 24 年度 美波町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
議案第 66 号 平成 24 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）  
  
請願第 1 号 常設型の美波町住民投票条例制定に関する請願

9月18日(火)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日、平成24年第3回美波町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折、出席下さいまして、まことにありがとうございます。

只今の出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回美波町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。7月17日議会運営委員会、7月25日議会広報特別委員会、7月26日総務産業建設委員会を開催しました。7月27日徳島県町村議会議長会定例会が開催され議長が出席しました。8月16日元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔氏を招き議会の運営と改革について研修会を行いました。8月24日議員定数について議会運営委員会を開催しました。9月7日総務産業建設委員会、文教厚生委員会及び防災対策特別委員会を開催しました。9月11日第3回定例会の日程等について議会運営委員会を開催しました。9月14日県営事業の推進について、県道日和佐小野線のバイパス整備、県単独砂防事業による津波避難階段等の整備を県庁において徳島県知事に要望活動及び要望書を提出してきました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。9番岩瀬議員、11番寺下議員、両名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る9月11日に議会運営委員会を開催しておりますので議会運営委員長より、ご報告をお願い致します。

寺下委員長

1 1 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。9月11日午前9時より、議会運営委員会を開催いたしました。委員7名出席のもと、理事者側からは影治町長、山路副町長、磯野総務企画課長の出席を求め、平成24年美波町議会第3回定例会に、上程予定の議案内容につきまして慎重に審議いたしました。結果、会期は本日9月18日より9月26日までの9日間開催することに決定いたしました。

なお、今回の議会運営委員会までに提出されている、請願・陳情等について、議会運営委員会で審議を行った結果を報告い

たします。緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める請願については、内容を精査することといたしました。美波町議会基本条例の制定と議員数4名削減案に関する要望書については、現在、議会運営委員会で協議を重ねていることから、継続して協議を行うこととしております。議員定数の方向性については、議会運営委員会で協議を重ねており、近年、地方交付税の減少や税収等の落ち込みなどによる町財政がひっ迫している現状を考えると、行財政改革の一端として議会においても経費削減を図ることに努める必要があるとの意見や、しかしながら定数の削減は住民の様々な意見や要望を町政に反映させることに影響を及ぼすという意見等もあり、それら様々な意見を踏まえながら今後も協議を継続し、平成25年3月をめどに意見集約を行い、一定の方向性を出すということを確認しております。

なお、一般質問の通告は本日の正午までといたしておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議

長 諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月26日までの9日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から9月26日までの9日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 町長提案理由説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり認定議案2件、報告議案2件、町道路線認定・変更議案2件、条例議案3件、補正予算議案9件、計18件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。朝夕にようやく秋の気配を感じるようになりました本日、平成24年美波町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただけますこと大変有り難く存じているところであります。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、平成23年度の決算認定2件と、地方公共団体の財政

の健全化に関する法律に基づく比率等についての報告 2 件、町道路線認定・変更議案 2 件、条例議案 3 件、平成 24 年度の一般特別会計の補正予算に関する議案 9 件の計 18 件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、平成 23 年度普通会計の決算概要についてと、諸般のご報告を申し上げます。まず、決算概要についてであります。歳入の決算額は 5,580,427 千円、歳出の決算額は 5,366,257 千円で、形式収支は 214,170 千円であります。この額から翌年度に繰り越すべき財源 30,426 千円を差引いた実質収支は 183,744 千円となり、実質収支比率は 4.9% となっております。次に、主な財政指標でございますが、経常収支比率は 84.0% で、対前年度比 +4.3% と前年度に比べ悪化しておりますが、これは経常的財源となる普通交付税などが平成 22 年の国勢調査人口の減少に伴い減額となったことによるものであります。公債費比率は 5.8% で、対前年度比 0.0% の維持、起債制限比率は 4.7% で、対前年度比 1.2% の改善、実質公債費比率は 8.0% で、対前年度比 1.5% の改善となっております。このように財政指標が改善してきている要因としては、合併後、集中改革プラン、行財政改革プランに基づき行財政改革に取り組んできた成果であると捉えています。今後の地方交付税の動向によっては、財政状況が急激に悪化する恐れもあることが十分考えられることから、今後とも健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、諸般の報告として第 2 回定例会以降における各課・室の事務事業の進捗状況についてご報告を申し上げます。まず始めに、総務企画課関係でございますが、4 月 1 日付けで徳島県滞納整理機構に派遣していた職員が、任期途中ではありましたが健康上の理由により交代させることになり、8 月 1 日付けで 3 名の異動を行っております。平成 23 年度からの繰越事業であります都市防災総合推進事業は、ヘリポート建設のための防災基盤整備工事は完成し、舗装工事を 10 月頃発注予定といたしております。また、役場本庁舎北側の 1 号避難路整備工事については、ほぼ完成し、夜間照明及び看板を残すのみとなっております。また、宝木橋南側の 3 号避難路整備工事については、擁壁工事が完成し、避難タワーについて現在工事中であり、9 月末の完成予定であります。

次に、サテライトオフィス誘致関係でございますが、今年 5 月に開所したサイファー・テック株式会社美波 Lab では、美波

町の活性化・課題解決を図る取り組みとして、大学生を対象とした、アプリ開発合宿 in 美波を美波町及び徳島県との共催で実施いたしました。この事業はインテル株式会社のご協力も得て、30名を超える学生の応募の中から9名の学生を選考し、8月20日から25日までの5日間、美波町の魅力を発信するスマートフォン向けアプリの開発に取り組みました。私も講師として招かれ、美波町の現状と課題と題して70分間お話しをさせていただきました。なお、この開発したアプリは徳島県主催のデジタルコンテンツコンテスト、ICT徳島大賞に応募することとなっています。また、新たに美波町に進出の意向を示されておりましたIT関連のコンサルティング会社でありますプライマル株式会社が7月25日に美波町と覚書を結び、正式にサテライトオフィスを開設して頂くことが決まりました。現在、オフィスの改修工事を行っており、9月末に完成し、10月15日に開所式を行う予定となっています。今後とも、徳島県や関係機関との連携を図り、新たなサテライトオフィス誘致に取り組んで参りたいと考えております。

平成24年度から新たに徳島県との協働により、地域がキャンパス推進協議会を設立し取り組んでおります、地・学・官、連携による地域振興モデル事業についてであります。6月に四国大学文学部の学生が、日中比較文化史演習として、薬王寺において一般公開されていない仏画やふすま絵などの宝物を調査・研究を行った結果について、8月4日、薬王寺文化財調査報告会として開催されました。また、四国大学経営情報学部の学生は由岐地域を中心とした地域が抱える課題について研究するため、9月5日から7日にかけて合宿を行い、現地で実地調査などを行っております。徳島文理大学総合政策学部が取り組む、卒業研究についても8月から9月にかけて、ボランティアガイドの取り組みや、日和佐ちょうさ保存会の活動など幅広いテーマでの実地研修を行い、10月の八幡神社の秋祭りや赤松神社の秋祭りにも参加することとなっています。今後も、地域、大学及び行政の連携の下、若者の発想や視点を活かした新たな地域活性化への取り組みとして、引き続き行って参りたいと考えておるところであります。

第2次美波町総合計画策定についてであります。現在住民アンケートについては回収が終わり集計作業に入り、事務事業の全体像を把握するための事務事業棚卸し調査などを進めているところでもあります。また、住民参画の一環として役場若手職

員と各町内会から住民の方 1 名にご参加を頂き、合同ワークショップを 8 月 22 日と 23 日に由岐地区と日和佐地区で行っております。このワークショップについては今後 2 回開催し、取りまとめすることにいたしております。今後は、9 月 26 日に中学生を対象とした美波こども未来会議ワークショップの開催や各課ヒアリングの実施などを行い、美波町のビジョンとなる総合計画の策定に取り組んで参りたいと考えております。職員の能力向上や自己啓発を目的とした職員研修については、8 月 9 日と 8 月 10 日の 2 日間、市町村アカデミー客員教授の大塚康男氏をお招きし、債権管理研修や職員危機管理研修を開催いたしました。自治体が抱えている債権管理や危機管理の問題について 58 人の職員が参加し、研修いたしております。また、この研修は定住自立圏構想の取り組みの一つとして阿南市からも参加して頂いております。今後も、これら研修を通じて公務員としての自己研鑽に努め、職員のスキルアップを図って参ります。

病院建設に当たりましては、平成 24 年 6 月議会でご承認を頂きました美波町医療体制整備方針に基づき事業推進を図っており、9 月 7 日の病院事業改革特別委員会において、その後の経過報告と今後の病院建設に向けたスケジュール等について説明をさせていただいたところでありますが、改めて現在の進捗状況についてご報告申し上げます。現在、病院建設予定地の不動産鑑定業務を終えて、基本設計及び詳細設計に向けた発注支援業務、敷地調査業務、交差点予備設計業務を発注すると共に、阿南税務署及び徳島県用地対策課など関係機関との事前協議を行っているところであります。用地関係者とも 7 月 16 日に協議を行い、境界の確定作業に入っております。なお、用地取得については、県の事業認定を受ける必要があることから、来年度になる予定であり、先般、地権者の方々にその旨を説明させていただき、ご理解とご了解をいただいたところであります。また、9 月 12 日には第 1 回の美波町立病院建設検討委員会を開催し、町立病院が担うべき医療や施設機能についての検討を始めさせて頂いております。この検討委員会は、全体で 5 回予定しており、11 月頃には病院について方針をとりまとめ、来年 1 月頃には保健センター仮称について取りまとめる予定といたしております。これと平行して、病院職員を対象としたワーキンググループによる第 1 回目の協議を 9 月 20 日に開催する予定としており、建設に向けての方針に反映していくことといたしております。今後の予定といたしましては、来年 1 月頃に病院の基本設

計、実施設計を発注し、来年 2 月頃には保健センター仮称の基本設計、実施設計を発注いたしたいと思っております。建設財源となります地域医療再生臨時特例交付金の交付条件である平成 25 年度中の建設着手に向け、鋭意取り組んで参りますので、議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、保健福祉課関係でございますが、9 月 7 日に議員各位にもご臨席を賜り、美波町敬老の日記念式典を開催いたしました。ご長寿の節目を迎えられました、100 歳以上の高齢者 13 名、白寿 6 名、米寿 59 名、喜寿 148 名の皆様に案内をし、当日ご出席をいただきました皆様と共に、心から長寿のお祝いを申し上げたところでございます。また、9 月 17 日の敬老の日には、101 歳以上の高齢者 9 人を訪問し、ご長寿のお祝いを申し上げると共に、お祝い状及びお祝い金を贈らせて頂きました。

次に、産業振興課関係でございますが、JA かいふの水稻の集荷状況によりますと、8 月 26 日現在の総集荷量は 3,943 袋 118.29 t で、昨年同時期比、72.5%でありました。これは、6 月に雨の日が多く生育が 1 週間ほど遅れているということではありますが、その内 1 等米の比率は 77.5%で平年を上回り、やや良と聞き及んでいます。また、おいしい地域ブランド米として乙姫米を JA かいふと共に振興してきております。例年通り、消費拡大と PR のため、8 月 18 日には県内の消費者 48 招き、生産者と消費者との交流会を開いたところでございます。

次に、商工・観光関係でございますが、商工会関係として、日和佐・由岐両商工会の合併に向け、去る 7 月 9 日に徳島県商工連合会会長岡本富治氏と私が立会人となり、美波町商工会合併基本協定書調印式を行い、同日に第 1 回美波町商工会合併協議会を開催いたしました。また、8 月 21 日には、第 2 回の美波町商工会合併協議会を開催し、平成 25 年 4 月 1 日新設合併を目標に、月 1 回の予定で合併に関する協議を行うこととしております。

観光関係のイベントとして、7 月 14 日にはうみがめ祭りを開催し、大浜海岸での感謝祭・桜町通りでのストリートパフォーマンス・阿波踊り・納涼花火などを行い、翌日 7 月 15 日には、日和佐うみがめトライアスロン大会を開催いたしました。両日とも天気には恵まれ、予定してありましたプログラムは、すべて実施する事が出来、大勢の皆様楽しんでいただけたものと思っております。特に、トライアスロン大会は 13 回目の大会と

なり、インターネットによる申し込みのみといたしましたが、申込者が多く、過去最短の2日間で申し込みを打ち切りました。申し込み数は、過去最多の785人からの参加申し込みがあり、当日は743名が入賞を目指して体力の限界に挑戦いたしました。この大会は、参加者のみならず、ご家族・グループ・応援団等が訪れるスポーツイベントであることから、美波町は勿論、近隣の市町村にまで経済効果を及ぼすイベントとして定着した感があります。また、8月5日には、観光協会主催により、清流日和佐川で自然を楽しもうと題して、西河内の永田橋川原で鮎のつかみ取り・川の生物観察会・水中宝探し・カヤック体験等を行い、町内外から163名の有料参加者があり、大変にぎわったところでありました。今後のイベント予定としては、9月23日に、四国の右下ロードライド2012が実施されます。まぜのおかオートキャンプ場を発着点として、海部郡と阿南市・那賀町を巡るセンチュリーコース160kmと海部3町を巡るクリスタルコース95kmの2コースが開催されます。また、9月30日には美波町観光協会主催で秋の観光まつりを、11月18日には日和佐商工会主催のひわさ商工祭を、また、12月8日、9日には四国の右下右上がり協議会が主催する県南地域四国の右下食博覧会をまぜのおかで開催予定としております。海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受入状況でございますが、5月に6校772名、6月に6校962名、9月11日～12日の京都市立洛風中学校をはじめ、9月13日～14日には尼崎市立成良中学校を受け入れております。今後、修学旅行等の受入予定としては、10月11日～12日の福山市立新市中央中学校をはじめ、10月15日～18日に福山市立培遠中学校、10月25日～26日には徳島県川島中学校が訪れることになっております。また、11月～12月にかけては、4校の予約が入っております。

平成25年3月16日～18日にかけて徳島県で行われる第9回全国ほんもの体験フォーラム in 徳島では、県南部関係として、16日にアスティとくしまで全体フォーラムおよび情報交換会を、17日午前中には第一分科会のテーマとして、漁業と海の活用により漁業振興をと題して、第二分科会のテーマとしては、自治体連携とコーディネート組織の運営と題して、2分科会が牟岐町の海の総合文化センターで開催され、17日午後と18日には、1泊2日の体験ツアーとして、南阿波の農家生活体験&カツオのたたき作り体験他、5体験メニューを海部郡3町で実施する

こととなっておりますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、支所における産業振興関係でございますが、水産関係では、志和岐漁協に委託しているクエの養殖試験において、8月16日早朝、志和岐漁協の組合長から、魚介類蓄養施設のクエの水槽で水が濁り、クエの状態がおかしいとの連絡があり、担当職員が現地で確認をしたところ、閉鎖循環養殖試験を行っている二つの水槽の内、B槽のクエが全滅しているのを確認し、検査に回す3匹を除き、全て敷地内に埋立処分いたしました。B槽で斃死したクエの数は200匹、平均体重は530gでした。今回の大量死の原因については、徳島県水産研究所の研究員に調査して頂いたところ、B槽の溶存酸素がA槽よりも20%低いことが判明し、高水温による食欲旺盛期に入ったクエに対し、飽食量の餌を与えたことによって溶存酸素を一気に消費し、短時間に酸欠状態に陥ったことが原因ではないかと考えられるとのことであります。また、念のためにウィルス感染の有無を確認するため、斃死したクエ3匹を持ち帰って検査をして頂いた結果、1匹からウィルス性神経壊死症の症状が確認されたものの、今回の大量死の直接の原因では無いであろうとのことでありました。このため、現在A槽では約170匹のクエが生存しておりますので、引き続き、志和岐漁協に養殖試験を行って頂き、県水産研究所の協力を得て薬を投薬し、様子を観察しながら秋には1kgを超えるものについて、漁協を介して販売を試み、商品価値を確認してみたいと考えております。

田井ノ浜海水浴場については、7月1日に海水浴場開きを開催し、8月27日までの58日間開設致しました。海開きでは、水神祭、宝探し、日和佐太鼓の演奏が行われたほか、由岐公民館がカーニバル体験を実施しました。海水浴場利用者については、昨年から1,886人減の6,986人で、平成元年以降最少の利用人数となりました。住民と帰省者との貴重なふれあいの場として、また由岐地区における数少ないステージイベントの一つとして、お盆の恒例行事となっている第28回ふるさと由岐まつりは、例年通り8月15日に由岐支所前グラウンドを会場に開催され、約1,500名の来場者でにぎわいました。なお、今年で22回目となる、由岐伊勢エビまつりにつきましては、由岐商工会を事務局として10月28日に開催する予定となっております。ゆるキャラ着ぐるみ「えび一太」の製作を含めて、実行委員会において順次準備が進められております。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事についてご報告をいたします。道路関係でございますが、外ノ磯線法面改良工事、久望尾野線路肩補修工事は8月上旬に発注しております。7月の梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設災害7箇所、河川4箇所・道路3箇所は、9月4日～5日に査定を受けたところでございます。そのうち4箇所は予備費から応急本工事、応急仮工事を実施しております。また、7月の入札から金額1,300千円以上の工事について、変動型最低制限価格制度を試行しております。次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、災害時における田井・恵比須浜地区の命の道として、日和佐小野線の田井・北河内バイパス整備について、様々な方法を検討して参りました。9月14日に、坂口議長、山本副議長、江本総務産業建設委員長、舛田総務産業建設副委員長と共に、飯泉知事に要望を行いましたところ、知事から地権者等地元のご理解が得られるのであれば、県として来年度から調査に取り掛かっていきたいと大変ありがたいご回答を頂いたところであります。また早く完成させる手法として、自衛隊の第14施設隊にもお願いしたいと言って頂きました。今後は町としても県と協議をしながら、地元調整を進めて参りたいと考えております。赤松由岐線では、赤松耳瀬で局部改良工事は9月末に発注と、赤松由岐線馬路の山腹崩壊による道路災害復旧は、舗装は8月末に完了と、赤松由岐線久望の道路維持修繕は、測量設計は8月末に完了し、9月から用地測量に着手すると、それぞれ聞いております。日和佐小野線・田井ノ浜の現道改良については、元美波荘付近の側溝工事は10月に発注予定と聞いております。日和佐小野線役場本庁前付近大浜寄り舗装工事については、8月上旬に発注し、9月末完了予定と聞いています。また、役場本庁前通りの両側歩道に避難誘導のための青色LED139箇所と避難誘導灯2箇所設置する工事については8月中旬に発注し、10月末の完了予定と聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、阿部集落のすぐ手前の第1分割は12月末の完了予定で、西谷橋付近の第2分割は12月末の発注予定と聞いております。由岐大西線の阿部でのお水荘とその続きの阿部寄りの測量設計は、10月末完了の予定と聞いております。日浦野田線の道路維持修繕の用地測量は、7月上旬に発注し、境界立会を8月下旬に行ったと聞いております。

次に、河川・砂防・治山関係でございますが、奥潟川総合流域防災事業の3分割で発注した支線の牟井谷川は、25年2月末

の完了予定、樋門は 10 月下旬に発注予定、舗装は年明けに発注予定と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、伊座利小学校裏付近での擁壁、法面工事は、24 年度分は 10 月未完了予定と聞いております。また、県営の急傾斜地崩壊対策事業は、日和佐小学校裏付近で測量設計中で、地質調査を 10 月下旬に発注予定と聞いております。県単砂防事業の津波避難階段工事は、測量設計中であり、準備が整えば発注すると聞いております。山王谷の通常砂防事業は、用地補償に着手していますが、今後、砂防指定手続きに着手すると聞いております。また、通常砂防事業の北河内本村の県立阿南養護学校日和佐分校及び社会福祉法人柏涛会裏の池ノ内谷で、測量・設計を 8 月下旬に発注したと聞いております。治山事業で実施している南海地震対策の苦越の防潮堤嵩上げ工事は、9 月末頃の発注予定と聞いております。繰り越しした北河内久望の予防治山事業は、6 月末に完了したと聞いております。

次に、港湾関係でございますが、日和佐港の海岸高潮対策事業は、南防波堤改修工事の 23 年度繰越分は 25 年 1 月の完了予定と聞いております。昨年 9 月の台風 12 号で被災しました日和佐港の一文字堤災害復旧港湾工事は、4 月上旬発注しましたが、台風等で遅れて 11 月上旬の完了予定と聞いております。

次に、地域高規格道路についてでございますが、日和佐道路の田井高架橋付近の 2 箇所の緊急時に避難可能な通路の防災対策工事については、11 月に発注し、年度内完了予定、木岐高架橋付近の避難階段への手摺設置工事は 8 月末に完了したと聞いております。また、今年度事業化になりました福井道路が測量・調査立ち入りに向け、7 月 3 日～5 日に事業化後初の住民説明会を阿南市で開催したと聞いております。

次に、国道関係でございますが、山河内地区の防災対策工事は、7 月末に完了し、日和佐川橋耐震補強工事は、来年 2 月の完了予定、道路照明器具を LED へ取替え等の道路照明設置工事は、11 月の完了予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、南海トラフの巨大地震発生に対し徳島県南部地域の実情に即した、助かる命を助けることを最優先した津波減災対策について、産・学・官・民が結集してこの課題に取り組む、南部津波減災対策推進会議が設置され、6 月 28 日に阿南市において第 1 回目の会議が開催され、津波減災県南モデルを検討していくこととなりました。7 月 2 日には、昨年度発足した美波町自主防災会連合会の平成 24 年度

総会が開催され、7月29日に実施した地震・津波避難訓練、防災リーダー研修について、美波町の防災に関する活発な意見が交わされ、今後も各地区とも積極的に自主防災会活動を行っていくことを確認しました。7月5日には、鳥取県日吉津村議会の総務経済常任委員会5名及び事務局が美波町の防災について視察研修のため来町し、当町からは、山本副議長、寺下防災特別委員長、西の地防災きずな会酒井会長、議会事務局長が出席し、美波町及び西の地防災きずな会の取り組みを紹介し、日吉津村からも、現在の取組状況を紹介いただき、意見交換を行い、中由岐の急傾斜施設の視察を行いました。7月29日には、「午前7時00分、徳島県南部に地震が発生、震度6強を観測し、徳島県沿岸では大津波が発生すると予測される。」という想定で地震・津波避難訓練を美波町全域で実施いたしました。今回は消防団員、自主防災会、役場職員も誘導等行わず、避難するという事としたため、正確な避難参加人員の把握はできていませんが、約1,000人の参加があったと思われます。美波町防災無線のデジタル化を行うため、プロポーザル方式により防災行政無線整備事業者の決定を行うこととし、8月1日に提案書類による1次選考で3業者を選定し、その後8月8日にプレゼンテーション第2次選考を実施し、西日本電信電話株式会社に決定いたしました。施設の整備計画としては、260MHz防災無線システムで移動系・同報系を統合し、本庁舎に統制台、支所には遠隔制御局、町内46箇所の同報子局と移動系携帯端末25台、半固定端末4台、移動系車載型端末25台を配置する予定としており、これにより本庁舎並びに支所のみならず、移動系端末からも緊急放送を行うことが可能となります。例年9月1日の防災の日に行っている公共施設等を対象とした地震・津波避難訓練は、今年は9月3日に学校・幼稚園・保育園・支援学校など町内17施設を対象に行い、児童・生徒・施設入所者等1,175名が参加いたしました。避難者の安全確保及び周囲の状況に配慮しながら、あらかじめ定められた場所までの避難を実施し、各施設に派遣した消防団員が避難者を安全な避難場所まで誘導して、避難訓練を終えています。8月29日には、内閣府から南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定公表があり、今回、美波町の津波高は徳島県内で最大となる24m、津波高が1mとなる津波最短到達時間が12分などの想定内容となっております。なお、9月27日に美波町自主防災会連合会の臨時総会を開催し、内閣府からの津波高等の公表内容について説明を行

う予定としています。また、危機管理プロジェクトでは、幹事会を8月21日に開催し、7月29日の津波避難訓練結果の報告、個別危機管理マニュアルの委託業務の経過報告、都市防災推進事業における災害危険度判定調査業務に利用する検討資料の作成依頼等、事務的な打ち合わせを行っております。

次に、教育委員会関係でございますが、学校教育については、日和佐小学校と由岐中学校のスクールバスについては、8月10日に納車が完了し、2学期から新車での運行を行っております。また、日和佐学校給食センターの配送業務につきましては、2学期から有限会社海南タクシーに業務を委託しております。社会教育では、8月30日、31日の2日間にわたり、B&G海洋センターにおきまして、由岐小学校の5・6年生35名と地元住民や関係者の参加のもと、防災キャンププロジェクトを実施いたしました。これは、小学生達が地域住民とともに模擬避難生活を体験することで、地域の絆を深め、防災意識の高揚、自主的に考える態度を養うために実施したものであります。キャンプ内容は、避難訓練や起震車による地震体験・非常食の調理や炊き出し体験・水難救助体験、避難所に見立てた体育館では、段ボールを張り合わせた寝床で泊まり、支援物資を想定した朝食体験など避難所生活を体験したほか、徳島大学中野教授による防災に関する講演では、災害への備えを学び、最後に今回のキャンプで感じたことを各班ごとに話し合い、代表者が発表いたしました。今回の防災キャンプが、災害発生時の対応などに生かされることを期待しております。

次に、今年のウミガメの上陸状況でございますが、大浜海岸の保護規制を例年通り5月20日から8月20日まで実施いたしました。今年の大浜海岸での初上陸は6月18日であり、ウミガメの上陸・産卵頭数は、上陸が19頭のうち産卵が13頭で、昨年の上陸16頭・産卵8頭と比較して増加しております。今年の上陸・産卵の特徴としては、回帰個体の上陸が例年比べ3頭と多かったことがあげられます。今年も産卵のあったカメ3頭に発信器を装着し、ウミガメの行動について追跡中であります。

次に、同一県での開催が2回目の開催となります第27回徳島国民文化祭参加行事として、11月18日午前9時半から日和佐総合体育館において、和太鼓のつどいを開催いたします。出演者は、日和佐太鼓創作会など徳島県内の和太鼓11団体と、ゲストとして女流太鼓チームとしては特異な構成で注目を集めている炎太鼓を予定しております。

次に、水道課関係でございますが、上水道事業では深瀬地区に上水道を整備するための加圧場の用地購入については、不動産鑑定業務が終わり、現在、用地取得に向けて地権者と交渉中でございます。

以上、諸般の報告といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。はじめに、認定第1号は平成23年度美波町公営企業会計決算の認定についてであります。これは、監査委員の審査に付した水道事業会計と病院事業会計の平成23年度決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第2号平成23年度美波町歳入歳出決算の認定については、監査委員の審査に付した一般会計と10の特別会計の平成23年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。なお、事業の成果報告につきましても、規定により提出をいたしております。

報告第7号平成23年度決算における健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成23年度決算における財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第8号平成23年度決算における資金不足比率については、報告第7号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成23年度決算の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第53号町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定に基づく町道路線の認定であり、奥潟川総合流域防災事業に伴う奥潟川左岸堤防線、奥潟川右岸堤防線及び由岐田井16号線の3件の認定をお願いするものであります。

議案第54号町道路線の変更については、道路法第10条第2項の規定に基づく町道路線の変更であり、林道事業により町道の一部を整備するため、町道の一部を廃止することによる延長の変更1件と奥潟川総合流域防災事業に伴う町道の路線区域の

変更 4 件であります。

議案第 55 号美波町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子どもの医療費助成について、助成対象年齢を満 15 歳までとするための条例改正であります。現在、子どもの医療費助成について助成対象年齢は満 12 歳、小学校 6 年生となっておりますが、これを満 15 歳、中学校 3 年生までに引き上げるための改正でございます。なお、題名についても乳幼児等医療費から子どもはぐくみ医療費に改正をいたします。

議案第 56 号美波町道路占用料徴収条例の制定については、道路占用に対する占用料金の徴収を行うための条例制定であります。美波町では四国電力、NTT 等町道を占用している物件については、町道工事に関する電柱移転費等は無償としてもらう代替措置として占用料は徴収していませんが、徴収の有無に関わらず、道路占用料徴収条例の制定は必要であることが判明しましたので、今回新たに制定するものであります。

議案第 57 号美波町がけ崩れ対策工事分担金徴収条例の一部を改正する条例については、県単急傾斜地崩壊対策事業の採択要件が緩和されたことによる条例改正であります。

議案第 58 号から議案第 66 号までの 9 件は、平成 24 年度一般会計・特別会計・企業会計の補正予算であります。まず、議案第 58 号は平成 24 年度美波町一般会計補正予算第 2 号でありまして、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 165,632 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 4,994,212 千円といたしております。今回の補正での歳出における主な補正でございますが、各費目において人件費では職員異動等に伴う調整を行っております。まず、姉妹都市親交費では友好都市であるオーストラリアケアンズ市の日豪協会 30 周年記念式典参加経費で 900 千円、企画費では木岐地区津波避難施設等用地現況測量業務委託料で 1,000 千円、デマンドタクシー運行事業委託料で 5,000 千円、東日本大震災被災地視察経費の町内会連合会補助金で 1,500 千円、保健衛生総務費では病院建設事業補助金で 8,400 千円、農業振興費では青年就農給付金で 4,500 千円、県単治山事業費では木岐 35 号線整備工事費で 5,000 千円、林道新設改良費では赤松新発谷地区林道新設改良工事設計委託料で 1,567 千円、設計監理委託料で 878 千円、林道新設改良費工事請負費では 33,561 千円、ふれあいホール費ではぽっぽマリン水槽冷却装置、物産館水槽ポンプ修繕費で 1,600 千円、都市計画総務費では都市計画道路

見直しに係る都市計画変更の手続きに伴う委託料で3,000千円、津波から命を守る緊急総合対策事業費では費目の組み替えにより工事請負費で2,902千円、日和佐中学校費ではグラウンドの防砂シート張替の修繕料で1,660千円、由岐中学校費ではトイレ修繕及び体育館雨漏り修繕料で2,078千円、幼稚園管理費では修繕料としてガラス飛散防止フィルム貼り付け費で1,200千円、公民館費では日和佐公民館ガスレンジ及び由岐公民館コンロ、オープン修繕料で1,264千円、公共施設再生可能エネルギー導入工事設計委託料で2,140千円、設計監理委託料で1,060千円、工事請負費で22,300千円、総合体育館運営費では公共施設再生可能エネルギー導入工事設計委託料で2,140千円、設計監理委託料で1,060千円、工事請負費で32,800千円をそれぞれ追加いたしております。

次に、議案第59号平成24年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ28,272千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を1,359,711千円といたしております。歳入では主に7月に国保税の当初課税が終わり、調定額が確定したことによる調整と、療養給付費等交付金の実績報告による精算に伴う追加及び決算額の確定による繰越金の追加といたしております。歳出の主なものは、療養給付費等負担金実績報告による精算に伴う償還金の追加と予備費の追加であります。

議案第60号平成24年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6,984千円を追加し、歳入歳出の総額を76,789千円といたしております。歳入では、前年度繰越金が確定したことによる追加、歳出では、主に財政調整基金の積み立てと予備費の追加であります。

議案第61号平成24年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,050千円を追加し、歳入歳出の総額を179,221千円といたしております。歳入の主なものでは、徳島県からの下水道事業の償還財源として交付される補助金として2,600千円の追加であります。歳出の主なものでは、徳島県からの補助金を減債基金に積み立てるため積立金で2,500千円の追加であります。

議案第62号平成24年度美波町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ22,158千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を1,251,991千円といたしております。歳入では、主に地域支援事業における臨時雇賃金を総務

費へ組替えることによります財源の調整と、前年度精算による支払基金交付金と繰越金の追加であります。歳出では、主に臨時雇賃金の組替え予算と、前年度精算による国庫支出金・県支出金の返還金 8,652 千円と一般会計繰出金 10,158 千円の追加及び予備費の追加であります。

議案第 63 号平成 24 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 698 千円を減額し、歳入歳出の総額を 44,343 千円といたしております。歳入では、一般会計繰入金の減額と前年度繰越金が確定したことによる追加、歳出では、医師賃金の減額と予備費の追加であります。

議案第 64 号平成 24 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 2,960 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 138,858 千円といたしております。歳入では、主に前年度決算額が確定したことによる繰越金の追加であり、歳出では、主に平成 23 年度実績に基づく後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

議案第 65 号平成 24 年度美波町水道事業会計補正予算第 1 号は、資本的収入、支出にそれぞれ 5,000 千円を追加し、資本的収入の合計を 57,670 千円、資本的支出の合計を 68,094 千円といたしております。資本的収入では、公共下水道事業に伴う配水管移設に伴う補償金として 5,000 千円、資本的支出では配水管移設工事費として 5,000 千円をそれぞれ追加いたしております。

次に、議案第 66 号平成 24 年度美波町病院事業会計補正予算第 2 号は、資本的収入、支出にそれぞれ 8,400 千円を追加し、資本的収入の合計を 117,607 千円、資本的支出の合計を 118,214 千円といたしております。資本的収入では、新病院建設用地取得に当たり、事業認定を受けるための委託料 8,400 千円を他会計補助金として追加し、資本的支出として事業認定委託料として同額の 8,400 千円を追加いたしております。

以上、提案いたしております議案の主だったものの概要をご説明申し上げます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。よろしくをお願い申し上げます。

失礼をいたしました。訂正をお願いいたします。7 ページをお開きください。この中の中段ほどでございますが、このため

現在 A 槽では約 170 匹のというようなところがありますが、その下の 3 段目のところに様子を観察しながら冬にはとなっておりませんが、私が秋というふうに読んだそうでございますので、訂正をしてお詫びを申し上げたいと思います。よろしく願いをいたします。

議

長 提案理由の説明が終わりました。  
諮りします。

本定例会に提出されております議案のうち、認定第 1 号・第 2 号及び報告第 7 号・8 号については、所管の常任委員会に付託して審議することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、認定第 1 号・第 2 号、報告第 7 号・報告 8 号については、所管の常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第 55 号については、町長から早期に議決をお願いしたいとの要望がありましたので、ただいまから先に審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

日程第 4 議案第 55 号 美波町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長

保健福祉課長  
議

(議案第 55 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

山本議員

1 4 番 議員

この制度については所得制限というのを設けておるんですか、そしてまた設けておるのであれば助成制限対象者はどれほどの方がおいでなのかお聞きします。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長

所得制限については施行規則により所得制限を設けております。扶養家族の人が一人の場合は前年度所得が 5,700 千円でございます。扶養家族が 2 人以上の場合は 5,700 千円にプラス扶

議

養家族の人数に対して 380 千円をかけたものをたしたものでございます。また現在所得制限にかかっている方は 4 名の方がおいでます。以上でございます。

長 ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 55 号 美波町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 13・反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

( 時に 10 時 15 分 )

9月21日(金)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。岩瀬議員は少し遅れるとのことであります。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問は大所高所からの政策を建設的立場で議論をすべきであること、また能率的会議運営が必要なことを十分に理解して質問事項、質問の要旨等を簡明でしかも内容ある質問の展開していただきたいと思いません。執行機関は答弁漏れがないよう、的確なご答弁をお願いします。

一般質問の通告者は4名です。通告順に発言を許可します。

8番向山議員の一般質問を許可します。

向山議員

8 番 議 員

それでは私からは新町建設計画の検証・見直しについて2点ほど質したいと思います。まず初めに計画期間が6年を経過したが、その進捗状況の検証また見直しはどうなっているのか。日和佐町と由岐町が合併するにあたって策定した新町建設計画は合併後の町財政の町の総合的な指針を示したものです。合併から10年間の計画となっており、合併後6年を経過しましたが今は総合計画として今年度には平成25年度からの計画を策定中ではありますが、新町建設計画は旧の両町の町民が合併後の町に期待をし、あるいは新しくできる町に夢をもって合併に望んだ計画だと思う町民は少なくはないと思います。総合計画については新町建設計画を基に新町に望んだ町民の期待等を十分反映した計画となっていると思いますが、計画の進捗状況や検証方法・見直しなどはどのような体制で行っているのか完結に答弁くださるようお願いいたします。

次に計画の検証や見直しについては町民からの意見を聞く必要もあると思います。新町建設計画や総合計画には住民の意向を行政に反映させるための組織として、地域連絡協議会の設置を促進する、あるいは検討するとうたわれており、以前から町内会連合会がその役割をになっている旨の説明があり、さらにそれについては地域連絡協議会をどういう形にするか検討すると答弁されております。町長が目指すまちづくりを行うには町民と役場との敷居をさらに低くし、行政に届かない声も行政に伝わる体制を充実させる必要があると感じられます。住民の意向や要望を聞く機能が曖昧に思われますがどのように感じてお

られるのか、また今後も町内会連合会が地域連絡協議会の役割を担うという体制を続けていくのかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

向山議員のご質問にお答えいたします。向山議員おっしゃられたとおり新町建設計画につきましては、平成17年3月に策定されまして平成20年に新たに総合計画が策定されたことから、総合計画に引き継がれたことになっております。このことから、今回の第2次総合計画策定作業の中で、現総合計画の検証・分析・各分野の事業計画の検討・財政計画の検討などを行うこととなっております。体制といたしましては、役場内はもとより住民の方々のワークショップ、それから審議会などの体制でのぞんでいくことといたしております。

次に2点目の住民の意向を行政に反映させるための組織は曖昧でないのかについてでございますけれども、地域連絡協議会につきましては新町建設計画の中で地域の声を新町に反映するための組織の仮称でございましたが、町では地域の声を反映するための一つの方法として、町内会連合会との意見交換会を行っております。また、町政懇談会や町長への手紙を実施し、出来るだけ多くの住民の方々のご意見をお聞きいたしております。地域の要望を行政に届ける方法は、旧町間で違いがございます。由岐地区については、それぞれの地域の要望あるいは課題解決を町内会が担ってきた経緯があります。一方、日和佐地区は、その要望の内容によって、たとえば側溝の傷み・防犯灯の球切れ等については個人から直接担当課に、道路改良・防火水槽などについては町内会や分館単位で、あるいは議員各位が代弁してというように、それぞれケースバイケースで要望活動を行ってきております。基本的には、地域の、あるいは住民の、要望・ニーズをどのような方法で把握するかということと、自治組織のあり方にも関係があるのではないかと思います。

今後とも、多くの方々のご意見をお聞きできる環境づくりに努めさせて頂きますと共に、自治組織のあり方については町内会連合会の中でも検討を行っていただければと考えております。以上です。

議 長  
8 番 議 員

向山議員

第1点目の検証の見直し体制については、第2次では住民のワークショップも考えておられるということで、その方向で検討していただきたいと思いますが、進捗状況の検証など見直し

についてはですね、やはり計画を着実に執行していく上には欠かせない作業だと私は認識しております。もちろん行政のプロといたしましての皆さま方も、それはよく認識されておられると思いますので、なお一層その体制を充実させてよい総合計画が策定できるようにその体制をですね、十分検討していただきたいと思っております。

また地域連絡協議会についてですけれども、今、総務企画課長から答弁いただきましたけれども、その変わるものとして町内会連合会もある、その他の方法も住民から意見を聴取する方法もあるといわれておりますけれども、町内会連合会についてはですね、やはりこの町内会連合会としての役割というんですか、その設置趣旨も別にありますし、連合会長が招集した会をお借りして意見を聴取するなり、要望を聞くなりする体制だったかと思うんですけれども、やはりその体制ではやはり十分ではないと私は思います。特にですね、町長が招集してやはりこれについて計画や町民の声を反映させるための会独自に持っていたいてですね、十分時間を取って一堂に会してですね、していただきたいと思っております。またですね、町内会連合会については年に1回の総会とか臨時総会とかもあると思っておりますけれども、やはり回数も少ないし、出席率もそんなには高くはないかなあという気がしております。そういったことの中で町民の意見を吸い上げるということは果たして適当な方法なのかどうか疑問に思うところです。それと町内会連合会の組織となりますと、やはり町内は30組織もあって、やはり意見のいえないっていうんですかね、こうちょっと大きな会なので、それぞれ思いが伝わらないような会にもなるんかなあというところもありますので、まあ例えば旧町単位であるとか、もう少し分割して行うとか、それから総合計画、たしか地域の代表者またはあるいは各種団体の長も交えたような体制でということがどっかの計画に書かれてあったと思っておりますけれども、やはり地域の代表だけでなく、やはり各種団体、体協とか婦人会とか老人会とかそういった方もご参加いただいて、あらゆる方面からの意見を吸い上げて町政に反映していただければなお一層いい行政ができるのではないかと思います。総務課長の話では連合会組織をとということもあったようなんですけども、町の姿勢としては、やはり今の体制を少し充実させていくのかどうか、もうすこし発展させていくのかどうか、例えば地域担当職員とかそういった制度も含めてですね、今後の方針、大きな方針をもう少し聞か

せていただければありがたいかなあとと思います。

町長

再問にあたります地域連絡協議会の件ですけれど、町の方が住民の意向を吸い取るというか、汲み上げる手段をどうするかということと、それともうひとつの視点としては地域の方が町に対して要望をどう届けるかというところは、きれいにマッチングがする部分ではないのかなあとは思っております。それで私共が積極的に私共が主体となって地域の方々の意向を吸い上げるってというような取組みとしては、先程総務課長が例えてございまして、地域懇談会を開かさせていただいたり、ほれからなかなかそういう会の中で発言がしにくい、もしくは出席がしにくい方については町長への手紙というような、個人的なところからも届けれる仕組みをとということで、昨年はじめさせていただきましてけれども、それから町内会連合会につきましては、向山議員さんがおっしゃることと、私が考えていることはよく似ていまして、そもそもの地域連絡協議会というのは合併を当時の平成の合併を進める中で大きな、大きなといいますが小さな町村が合併をして大きな市や町になるということで、それぞれの旧町単位の意見等が新しい市や町に届きにくくなるってというようなことが考えられるってことから、国の方で地域協議会でありますとか地域審議会というのをつくる、いわゆる構成上のことがありました。その中では旧町単位のいわゆる意見を吸い上げる機関としての地域協議会ってというような意味合いがございまして、私共の新町の建設計画に載せてあります地域連絡協議会というのもその地域協議会という法定の分によく似たかたちで作りますよというようなことで作っております。計画は作っております。その中には旧の町内会も含め、各種団体でありますとか、いろんな団体の複合したような組織ですよというような位置付けにしてまして、新町美波町に置き換えてみれば旧の由岐町と旧の日和佐町で1つずつの地域連絡協議会を作って、新しい町づくりに向けていろんな住民の方の声でありますとか、それから町の施策についてその意見をいっていただくというような仕組みづくりは新町の建設計画の中ではしておいたわけですが、これは今実現にはいたっておりません。この地域連絡協議会に変わるものとして当初町内会連合会ってというようなことを位置づけをさせていただいて、今までそのように答弁をさせていただいているところではあるんですけれども、先ほど議員がおっしゃられたように、町内会連合会は町内

会の集合体でありますので、いわゆる個々の町内会の要望というのはそれぞれ違っている部分ところがございますから、大きくくりますとなかなか見えにくいところもありますし、一堂に会しますと町内会連合会の総会ってというのは30町内会になりますから非常に大きなところで時間もないことから一度そういったことを、昨年だったと思うんですがやらさしていただいたときに、それは自主防の集まりだったかも分かりませんが、1つずつ、まあいうたらお一人ずつお話を聞いていたんではこれはもう町長時間がいくらあっても足りないからもう少し事前に要望を聞いておくなりして、そして解答するというようなことをやってくれないかというように言われた委員さんもいらっしまったってということもございまして、年に1回町長との意見交換会というようなことを、だいたい年末12月にやらさしておりまして、その時には事前に各町内会に議題として上げる分とかいうのを事前に調査をさしていただくといいますが、要望を受け取るというようなことでやらさしていただいておりますけれども、それにしてもじゃあそれが全て行けるかということ、それはやっぱりおちもあるのかなあというふうに思っております。それで私共といたしましては出来る限り住民の方の意見を聞かしていただく、また内容がこぼれないようにさしていただくっていうことを努力してやっていかないといけないと思っております。一方では住民の方々から町の方へ要望であったり苦情であったりご提言であったりというものを届けるにはどうしたらいいかというようなことについては、先程総務課長が言いまして旧町の中には由岐町の場合は10の町内会であったということもあったんでしょうけれども、町内会がその役を担っていただいて、町内会のいろんな要望については町内会の中で取捨選択をしていただいて、町にこれは届けようというようなことでやっていただいておりますし、旧の日和佐町の方では個人でありますとか、その議員がその役を担っていただいたりとかいろんなケースがございます。ただいえることは私が就任さしていただいてからこの3年になりますし、合併してから6年が過ぎようとしていますけれども、町に届けるいわゆる要望とかそういったものが敷居が高くてなかなか届けにくいでありますとか、それからそういった場がなくてとかいう、いわゆる否定的な意見というのを承ったことはありません。ですから今のところある意味風通しのいいようなことができていますのかなあというふうに思っております。議員のおっしゃりたい

ことは公平に全町いわゆる 30 町内会において、凹凸がないような形で町に届ける組織をどのように形でこう作っていくんがいいでないかっていうようなご提言だと思imasるので、そのあたりにつきましては町内会連合会の方とも、以前にも一度お話をしたことがあるんですけども、日和佐の町内会の町内会長さんの当時のお話では、それだけの役を担うと町内会長のなりてがないでありますとか、そこまで私たちはできないというようなことがあって、うやむやになって今に来ておるわけでございますけれども、そういった組織を作っていくためにどうすればいいかっていうことについては、町内会連合会の方々とお話しをしながら今後どうしたらいいかっていうことを検討といたしますか、お話をさしていただくというようなことでやらさしていただきたいと思imasるので、そのあたりでご理解をいただけたらと思imas。

議 長  
8 番 議 員

向山議員

今ほど町長の方からお話しを聞かせていただいたわけでございますけども、やはり町内会連合会としてもやはりこういろいろな課題はあると思うんですよね。例えば長年町内会長に就任されておってベテランの方もおるし、ある地域によっては輪番制でっていうところもあるようなので、果たしてその地域がもちろん引継ぎなんかで十分できておると思うんですけども、その地域の要望なり意見なりが集約されておるのかという心配もあります。そういったこともあるし、やはりいろんな計画を執行するにあたって、いろんな町民の意見などは非常に参考になるし、町内会連合会でこの間、いま町長さんおっしゃられた意見交換会もですね、やはり町内、自分の町内の思いや要望なんかが多かったかなあと思っております。町全体の施策の検討とか、そういったのが少なかったような感じもしますので、そのあたりは改善をしていただいて、その意見交換会、年度末は前もって要望なり意見を提出して私の方も提出させていただきましたけれども、それに対してペーパーで解答もいただいて、いい方法だなあと思imasたけれども、なお一層町民の意見等がですね、十分反映できるような組織を十分検討してくださるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

(時に 9 時 23 分)

議 長

以上で向山議員の一般質問が終了いたしました。

続いて 11 番寺下議員の一般質問を許可いたします。

寺下議員

1 1 番 議 員

私の方からは大きく2問美波町総合計画と防災のまちづくりについて質問いたします。最初に1問目の美波町総合計画、第2次総合計画についてですが、細かく3点に分けてお伺いします。まず前回の6月議会でも質問しましたが、今年度策定される美波町総合計画は本町において最も重要な最上位計画で平成25年度から10年間に亘る計画となります。計画の策定にあたっては10年後の町のあり方、ビジョンを想定し、どうあるべきか、どうすべきか、その内容について計画を立てていくことになると思いますが、10年後の本町の人口とどのような状況やどのような課題を想定されているのかお伺いします。

2点目前回の質問時に大まかな策定スケジュールは答弁いただいているのですが、現在までの進捗と今後の課題についてお伺いします。3点目この総合計画は今年度末には策定され、議会では報告という形になると思うのですが、やはり美波町の根幹となる計画であることから、議会の中でも十分議論する必要性を感じますし、町民の皆さんにも自分達の生活に関わる身近なものとして関心を持ってもらう必要があると思います。計画策定後、どのように広報・周知するのかお伺いします。例えば長野県飯綱町では策定した総合計画を素材に町を上げて議論しようと、昨年度シンポジウムを開催しています。住民に広く知ってもらい、協働のまちづくりを目指す意味でも有意義であると思いますが、いかがでしょうか。以上答弁のほうよろしくお願いいいたします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

寺下議員のご質問にお答えいたします。まず第1点目の10年後の町のビジョンについてでございますけれども、10年後の人口等の状況の想定ではございますけれども、人口・高齢化率等、本町の過疎高齢化は益々厳しい状況に陥ることが想定されております。人口予想等の具体的な想定については、第2次美波町総合計画にあたり、現在検討作業中でございますけれども、年間約150人の人口減少から考えますと10年後は人口約6,000人程度になり、また高齢化もますます進み50%台に近づくものと考えております。ですから非常に厳しい状況になると考えております。しかしながら厳しい想定の中でも、住民の皆様が生き生きと、安心安全で幸福度の高い生活が送れますよう、最良の施策を講じていきたいと考えております。

2点目の本計画の現在までの進捗と今後の課題についてということでございますけれども、まず策定作業の進捗状況でござ

いますけれども、7月から9月中旬にかけて、基礎データの収集、これ人口等資料・予算決算資料等がございますけれども、それから住民アンケート調査の実施、本町における全ての事業の洗い出し作業を実施し取りまとめを行っているところでございます。また、現在も進行中でございますけれども、住民参画の一環として役場若手職員と各町内会から住民の方1名にご参加を頂き、合同ワークショップを行っておりますけれども、第2回目をこの9月19日、昨日20日に由岐地区と日和佐地区で行っております。このワークショップについては後1回程度開催し、取りまとめることができると考えております。次に今後の作業といたしましては、9月26日に予定いたしております、美波こども未来会議をはじめ、現計画の検証・分析、各分野の事業計画の検討、財政計画の検討などを経て、基本構想・基本計画の策定を進めていきたいと考えております。課題については、全般的なことになってしまいますけれども、世界経済のグローバル化や社会情勢の不安定化、また東日本大震災や地球規模での気候変動など、自治体を取り巻く環境は更に激しく変化し、自治体が担う役割と責任は広くなり、多様化してきております。これらの背景の中で、限られた資源の中での選択と集中により重点施策を定め、変動する社会にも対応しうるビジョンを示すことではないかと思っております。住民の方々、又議員各位のご協力も得ながら鋭意進めさせて頂きたいと考えておりますので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願いしたいと思っております。

次に3点目の本計画が策定後の広報・周知についてでございますけれども、広報・周知の方法でございますが、現在の予定では町ホームページにおいて公開するとともに、16ページ程度の概要版を策定いたしまして、各戸に配布する予定といたしております。それと議員がおっしゃられておりました飯綱町のシンポジウムにつきましては、私の方でも調べさせてさせて頂きましたが、飯綱町では現在、議会基本条例策定に取り組んでおられるようでございます。その後自治基本条例にも着手するようでございまして、その勉強会も兼ねての開催であったようでございます。町では、現在総合計画策定後のシンポジウムの開催は考えておりません。以上です。

議長  
11番 議員

寺下議員

では自席の方から再問をしたいと思っております。先程の答弁で策定スケジュールの中で、9月の26日に美波こども未来会議を開

催するという答弁があったのですが、内容とどういふことを行  
うのかお伺いしたいと思います。そして先日私は由岐中学校に  
お邪魔して、子ども達と接する機会を得ました。「大人になっ  
ても由岐に住みたいと思う」と聞いた私の質問に何人もの子ども  
達が手を上げてくれました。やはりこの反応は私自身、私自身  
は一旦この町を離れて外に出た後、戻ってきた立場ではあるん  
ですけれども、本当にうれしかったです。この町を大事に思っ  
てくれている子ども達のためにも、大人の私達がもっと一生懸  
命頑張らないといけないと強く思いました。先程の答弁で10年  
後には本町の人口は6,000人という厳しい現実があるというこ  
とも分かったんですけれども、やっぱり人が減れば活気も下が  
ります。学校の規模もそうなんですけれども、やっぱりだんだ  
ん人がっていか生徒数が減ってきたら学校でできることって  
いふのがだんだん少なくなってくるということもあるので、そ  
のあたりも考えながらやっていかなければならないと思いま  
す。この町を動かし守り続けていくのは、施設とか建物などの  
ハード面だけの魅力だけではなく、そこにはやはりここに生き  
る町民一人の意識が大切なんだと私は思います。そしてそこに  
こういう町を作りたいと思うビジョンが必要なのではないかと  
。そのビジョンが明確であればあるほどそのビジョンを忘れ  
ることなく思い続けられるということがあるのではないかと私  
は思います。そこで町長にお伺いしますが、10年後の美波町を  
見据え、町長が今ビジョン実現のためにやらなければならない  
こと、やろうとしていること、いろいろあると思うんですけれ  
ども、具体的にそれをお聞かせいただけたらと思います。それ  
と前回の質問時に磯野課長の方から実施計画については、過疎  
地域自立促進計画の事業計画をあてるということと、毎年度計  
画の見直しを行うローリング方式、先程も時代に対応した形で  
進めていくという話があったんですけれども、この見直しにつ  
いては、誰がどのように行ふのか、現状で考えられているとこ  
ろをお伺いしたいと思います。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長

総務企画課長

ただ今の寺下議員のご質問にお答えさせていただきます。ま  
ず始めに美波子ども未来会議の内容でございますけれども、目  
的といたしましては本町の未来を担う中学生の中からまちづく  
り委員にも選定・任命してワークショップの実施を通じて新し  
いまちづくりの方向について多様に検討していただき、子ども  
達の代表による提言としてとりまとめていただき、総合計画に

反映するという形になっております。これが日時が9月26日に日和佐公民館で行う予定といたしておりまして、まずオリエンテーションを行いまして、まちづくりの期待などの発表など意見交換会を行い、後グループに4つのグループに分かれて発表を取りまとめていただくという形になっております。それで参加者でございますけれども、今傍聴にも来ていただいておりますけれども、由岐中学校・日和佐中学校両校から12名づつ24名の方にご参加いただいて、行っていただくということになっておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次にもう1点過疎計画について、前回の答弁でその見直しについてローリング方式っていう形で行うっていうことでございますけれども、まあ具体的な会議っていうのを設けるっていうのではなくてですね、毎年度もちろん予算査定とかそういった中で、各課でまあ進めるべき内容について聞き取りさせていただきまして、次年度への予算反映といった形で、その計画を実施しているという形をお願いいたしたいと思っております。私からは以上でございます。

議  
町

長 町長

10年後のビジョンということでご質問をいただいたわけですが、先程、総務企画課長から申し上げましたように、10年後はどうなっているんだろうというようなことですが、環境的には人口は今7,800ございますが、6,000に限りなく近づいていくのかなあと、それは国の人口動態の研究所の発表でもありますけれども、そのようになっていくっていうようなことが予想されております。一方で高齢化比率につきましても、現在42%でございますが、それが50%に近づいていくであろうというふうに考えております。ではその中でですね、日本全体が人口減少というトレンドに向う中で、私達のいわゆる過疎の町がそれにあがなうような形で人口を増やすという施策はなかなかとりにくいっていうふうに基本的には考えておりまして、ではどうするかというと、人口減少をその国が想定しているよりも緩やかにしたいというふうに考えております。結局減少をできるだけ少なくしたいというようなことで、ではそのためにはどのようにしたらいいかっていうことにつきましては、いろいろ施策はあろうかと思っておりますけれども、やはり高齢者の方が元気でいてくださることがまず大事かなあと、いうふうに思っております。それは以前にも国で決めた65歳以上が高齢者っていうのはそれはおかしいのではないかと、65歳が高齢者ではあ

りませんというようなことを以前にも私が申し上げたことがございますけれども、今は当時 65 歳以上が高齢者というふうに決められたときから見てみますと、75 歳っていうぐらいがそれにあたるのではないかというふうに考えております。ですから元気な高齢者、いわゆる平均寿命は伸びてはおりますけれども、健康寿命はいかがかっていうと 10 歳ぐらい低いというようなことがございます。ですから施設で寝られている、家庭で寝られているもしくはご病気・怪我等もあるかと思っておりますけれども、10 年近くはまあいわゆる元気でない状態が続いているわけでございます。そういった意味で健康づくり、いわゆる予防に力をいれていきたいというふうに考えております。将来にはそのいわゆるお年寄りが、元気なお年寄りが笑顔でいれるようになってというような、今現在住まわれている方が生き生きとして、そして生活ができるってというようなイメージを抱いています。先程もうしましたように高齢化比率が 50 に近づくといいことは、ほとんどの方が高齢者といわれる、いわゆる 65 歳以上になるとというようなことではございますけれども、そうなりますと 2 人暮らし、高齢者の 2 人もしくは独居老人っていう数が増えてくるように思います。今まで以上に交通の手段でありますとか、買物が困難でありますとか、そういったことが想定されるので、今は交通公共機関ってというのは南部バスでありますとか、阿南バスに頼っている、JR に頼っているっていうところではございますけれども、昨年度から周辺部についてはタクシー補助をさせていただいたり、今年はこれからデマンドバスの実証実験に向けて予算を組まさせていただいているっていうところではございます。平成 27 年度には美波町の公共交通機関であります、なんらかのいわゆる使い勝手のいい交通機関をやりたいというように先般の委員会でも申しましたけれども、そのように考えております。ですから 1 つは住民の方の足を確保することと、それといわゆる買物等に不便になっていう分については、こちらからお届けする宅配サービスのものも、それは町がやるか民間にやっていただくかは別ですけれども、そういったものもやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。それが 1 点、もう 1 つは先程の人口減少を抑えるってことの 2 点目ですけれども、やっぱり子育てと申しますか、子育て支援というか、若い方、子ども達に対して十分町が支援していること、それは全国一律ではなくて、少し踏み込んだ形でやっていきたいというふうに思っております。この議会の初日に

ご起立をいただきました医療費の、今まで小学校 6 年生までが無料でしたけれども、中学校 3 年まで無料にするっていう施策もそうでございますが、子育てがしやすい環境、例えば今後検討を重ねていく中で保育料の減免でありますとか、そういった美波町は非常にいいところはなにかっていうのを前回の総合計画を立てるときに、中学生にアンケートで聞いております。自然が豊かというのが 1 位でした。そういったことで美波町の自然っていうのはこれからも大事にしながら、子育ては美波町がしやすいねといわれるようなまちづくりをしていきたいというふうに今考えております。

3 点目でございますが、これはやっぱり産業が活性しないとなかなか難しいということがございます。ひとつはやはり美波町の基幹産業は 1 次産業になります。農林水産業をいかに持続可能な形でやっていくかとなると、それはひとつには後継者の問題になってくるのかなあというふうに考えております。特に農業については従事者が平均年齢 70 歳を超えるというふうになっておりますが、10 年経つと本当に担える方がおられるのかなあというふうになってきますと、耕作放棄地等が増えてくるっていうようなことも考えられます。そんな中では JA かいふさんともお話しをしながら耕作放棄地をならないような、いわゆるどのような形でやるかというのはあるかと思っておりますけれども、一方ではそういった形で営農をやっていく手段をつくと同時に、後継者、後継者は外から来られる方と、それと U ターンで帰って来ていただくっていう施策の 2 つがあろうかなあと思っております。それはしっかりとやっていかなくではいけないというふうに思っておりますと同時に、産業政策としては今年から始めておりますサテライトオフィスっていう東京の IT 企業に美波町に来ていただいて、仕事をしていただくと、ある意味グローバルな社会になったっていうこともございまして、田舎でも東京で住んでいるのと同じような仕事ができるっていうことの表れかなあと思っておりますけれども、今回 2 社目が決まりまして、10 月 15 日には開所式を行うという運びにもなっておりますので、そういったサテライトオフィスのような新たな形の雇用形態、企業誘致っていうのも今後とも進めていくし、もうひとつは地域がキャンパスということで、徳島文理大学さんでありますとか、四国大学の学生さん達にカリキュラムの一貫として美波町に来ていただいて、それを授業としてやっていただくっていうものをもう少し発展させながら、もう少し長い期間美波町で何かを

やっていただけのような取組みを見据えて続けていくというようにあるのかなあというふうに思っております。

総合計画ですので、全般的ないわゆる揺りかごから墓場までいわれる人間のサイクルを行政は 360 度こう見ていかなくではいけませんので、総合計画は本当に全般に亘る計画となるわけではございますけれども、議員がおっしゃられた 10 年後のビジョンを見据えて、重点的に取り組むってというようなことについては今の 3 点プラス今現在行っております医療・保健・福祉・介護っていう分について、病院問題も含めて方向性が出ましたのでしっかりとそれを実践していくということと、防災対策につきましては、この昨年の中東大震災があって、いろんな課題も浮き彫りになり、それから 8 月 29 日には新たな国の想定も出たということもありまして、これからがいわゆるハードそれからソフトについては先立って走っておりますけれども、そういったことをやっていくってということは、もちろんでございますが、そういった中で 10 年後の美波町が言葉的には小さくてもこうきらりと輝くような特色のあるまちづくりができるようになっていこうというように目指して、この総合計画にいろんな計画を盛り込みながら実践をしていけたらなあというふうに考えておるところでございますので、お汲み取りをいただけたらと思います。以上です。

議 長 寺下委員

1 1 番 議 員 ただ今町長の方から具体的な施策等も答弁いただいたんですけども、計画の策定のスケジュールというのはかなりタイトだと思います。でもこの本計画の策定は行政にとっても住民にとっても重要な作業となります。今後も最終審議会等で議論されることになると思うんですけども、しっかりと議論していただいて、よいものを策定していただきたいと思ひますし、今町長がいわれた具体的な施策についてはそれをきちんと形にして、1 日でも早くそれを実行に移してもらいたいと思ひます。1 日でも早く実行することが少しでも過疎を緩めることに繋がると思ひますので、それを強くお願いしたいと思ひます。

最後に 1 つもう 1 点なんですけれども、先程総務課長の方からシンポジウムについては考えていないという答弁があったんですけども、シンポジウムとなるとかなり大きなものになるし、それがこの町に当てはまるかどうかというのとは分らない部分ではあるんですけども、以前行われていた町政懇談会と現在それが 30 町内会に全部いっているかどうかはちょっ

とまだ私、把握してないので、以前に言われていたのはやはり一巡してからまたもう一巡という形で、1回行ったところはまだ行かないというようなお話だったんですけども、それ町政懇談会等でそういう話し合いをする場っていうのも1つの知らせる方法でもあると思うんですけども、そのあたりについてはどうお考えですか。

議  
町

長 町長

長 今言っていたご提言については、ぜひやっていきたいというふうに考えておりますので、この総合計画ができました以降について町政懇談会を設けさしていただいて、全町的に30町内会回らしていただくというような中で、説明もさしていただくというようなことでやらさしていただきたいと思えます。

議

長 寺下議員

1 1 番 議 員

長 続いて2問目防災のまちづくりについて質問します。東日本大震災から1年半が経ちました。震災当時、連日途切れることなくテレビや新聞等のメディアから流れていた被災地の状況も最近では徐々に減ってきて、復興が進んでいるように思われがちですが、未だに全国で避難生活が続いている人達は約34万人、私達も目に見えないところで、今もなお大変な思いをされている方達が沢山います。今後30年以内に南海地震の発生する確率は60%といわれております。昨年の6月議会でも述べましたが同様の30年という期間に日本人が交通事故で負傷する確立は約24%、がんを発病する確立は約6.8%、自分達の身の回りで交通事故に遭ったり、がんを発病する人が身近に存在する現実を考えると、この地震津波の発生率60%は必ず来ると考え、真剣に備えることが自然な思考であり、日常的に対応をしていかなければならないことだと私は思います。そこで細かく3点に分けてお伺いします。1点目昨年本町は香川県三豊市、徳島県三好市と災害における相互応援協定を結びました。災害対応については災害が起こってから連携をスタートさせるのではなく、事前にスクラムを組んでおくことが必要であると考えます。互いに人と人、町と町との顔の見える関係を作っておくことで、スピーティな応援協力体制が作れる。実際に東北の被災地に応援に行かれた町職員の方達も体験されたことだと思いますが、被災地の現状は町職員においても絶対的なマンパワー不足が発生することから、職員一人ひとりにかかる業務が膨大になってくると思えます。職員も一住民であることに代わりはないのですが、現実やはり仕事優先となると思えます。自分はもちろん家族

も被災し、多くのものを失った状態で町職員としての職責を果たすことは大変なことだと想像します。現在住民はまず自分の命を守るために必死で努力しています。行政も助かる命は助けるといふ強い意思を持って、最善の備えをしようとしています。しかしその先にある避難生活や生活の再建、町の復興についてはやはり行政のなす役割が多いと思うのです。後ほど述べる3点目の事前復興計画の必要性にも関わってくることなのですが、復興が早ければ早いほど住民は未来に希望を持つことが出来ます。生きる気力も漲り行動に移せるようになります。1年半前の未曾有の東日本大震災を教訓に今私達がなすべきことは、この町が被災したときに、どう対応するのかを今できる範囲で最大限に準備しておくことだと思います。だからこそ相互応援協定を結んだ行政間においても、それぞれの地域防災計画を共有したり、支援の方法や担う役割、要請する内容など事前に想定し、計画化し準備しておくことが重要なのではないかと考えますが、いかががでしょうか。そしてその必要性は被災地に派遣された職員であれば、肌で感じ心に刻まれている事実なのではないのでしょうか。それらについてどのように考えられているのかお伺いします。

次に危機管理プロジェクトにおける各自主防災組織と担当職員の連携について、担当職員については避難路の調査など住民と共にやっているということですが、調査後地域の要望を聞くだけにとどまらず、繰返し地域に入って住民と対話し続けることで、住民の意識もより高まってくると考えます。そしてそこで培われた絆は被災したときに本当に大きな効果を発揮するのではないかと考えます。そこで現状はどういう取組状況なのかお伺いします。

最後に東日本大震災の被災地でも復興の遅れから故郷を離れる人も多いと聞きました。先程も述べましたが、復興が早ければ早いほど住民は未来に希望を持つことが出来ます。ここに残ろうと思うことができます。命を守る防災対策は継続してやっていかなければなりません、それと同時に事前復興計画は将来に町を残すためにも必要だと考えます。そのためにはやはり生きていく暮らしの基本となる医療・住居・就職・学校のありようは一番に真に据えて考えておかなければならない課題です。だからこそ防災対策と並行して考え、検討していくべき課題だと思いますがいかががでしょうか。以上答弁のほうよろしくお伺いします。

議 長 消防防災課長  
消防防災課長

それでは私の方からは寺下議員の3点につきましてご解答させていただきます。まず初めに先程、寺下議員の方からありました相互応援協定の件ですが、三豊市とは締結させていただいておるのですが、三好市とは締結させていただいておりません。すいません、そちらの方ご了解いただきたいと思います。まず三豊市と本年1月29日に災害時における相互応援協定を締結させていただいております。内容・種類といたしましては1. 職員の派遣や車両の提供。2. 食糧・生活必需物資の提供。3. 救出・医療及び防疫並びに応急復旧活動に必要な物資の提供。4. 被災児童の受入。5. 被災者に対する住宅の斡旋。6. その他特に要請のあった事項となっております。また本年5月19日には、三豊市の消防団が本町を視察していただき、本町の実情と課題、三豊市の実情などについて意見交換を行っております。その際にも、三豊市の危機管理の担当課、総務部総務課の方々ですが同席いただいております、その際にも相互応援協定に基づきまして、今後の連携、協力体制の再確認を行っております。ただ詳細につきましては、今後協議を行うことといたしておりますので、応援内容について精査を行い、円滑な応援がいただけるよう、協議を重ねてまいりたいと思っております。

次に2点目の各自主防災会組織と担当職員の連携につきましては、昨年の東日本大震災の現実を教訓に、従来の枠組みによる災害対策を越え、住民の安全と安心をしっかりと確保できるまちの実現という視点にたった、迅速かつ的確な対策及び中長期的な取り組みを総合的に推進するため、昨年8月1日に危機管理プロジェクトを庁舎内に設置し、その中の専門部会のひとつとして避難場所・避難路見直し担当職員を配置いたしております。またその担当職員と町内会・自主防災会と連携し、昨年避難場所・避難路見直し等を行っていただいております。

今回8月中旬から9月中旬にかけて、災害危険度判定調査業務の一環といたしまして、昨年度、地域で行っていただいた避難場所・避難路見直し箇所の航空写真への転記作業につきまして、担当職員をお願いいたしましたところ、転記作業だけにとどまらず、町内会・自主防災会と職員が新たな避難場所・避難路の検討・問題点など積極的に協議を行っていただいた地域もございました。また、職員も地域住民のひとりとして、地域と関わること、協力することが大切だと考えておりますし、実際多くの職員がそのような活動を行っていただいている

ると考えております。

3点目の事前復興計画の件でございますが、東日本大震災から1年半たった現在、様々な事情からふるさとを離れる人々がニュース等で取り上げられておりますが、現実的に、美波町内でも特に若者が、昨年の東日本大震災、また美波町での被災想定を受け、町内での居住をあきらめ、町外へ転居、または新居を捜しているという現実を聞いております。そのような現状がある今、議員がおっしゃるとおり、町民の方が安全と安心をしっかりと確保できるまちの実現のため、事前復興計画を作成することは、町として重要案件のひとつだと認識しております。しかし、今現在の優先順位といたしましては、先程も議員がおっしゃりましたように、命を守る防災対策、すなわち避難路・避難場所の確保を最優先課題として取り組んでおります。今回、内閣府から示された津波高等を参考に避難路・避難場所の見直しを今後、早急に進めるとともに、順次、地域防災計画・業務継続計画などとともに事前復興計画につきましても検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長 寺下議員

11番 議員

自席から再問させていただきます。先程消防防災課長の方から答弁をいただいたんですけども、危機管理プロジェクトで担当職員を配置して、積極的に関わっているという話もあって、積極的に地域に関わった職員もおると、実際多くの職員がそういうふうに積極的に関わろうというふうに認識しているという話があったんですけども、地域担当職員については高知県に黒潮町というところがあるんですけども、ここは今年の春に内閣府の有識者検討会がまとめた南海トラフの最大地震想定で34.4mという全国一の津波高になった場所なんですけれども、そこでは防災に特化した地域担当職員の仕組みをスタートさせています。黒潮町は津波避難シェルターを検討するなど防災対策では全国的には先進的な取り組みをしている自治体ですが、本町もせっかくこの危機管理プロジェクトの中で担当職員を配置していますので、やっぱり日常的に本町も防災対策に努めなければならないという現状は同じであると考えます。ですからその仕組みを本町においても十分に機能させていくことが重要だし、それが行政として助かる命を助けるという点に繋がっていくのではないかと思います。実際その積極的にかかわる地域その辺りが少し遅れている地域あると思いますし、もともと防災に対する地域ごとの差っていうのもあると思うんですけど

も、そういうこう温度差っていうのをただ温度差があるんですけどっていう認めるんじゃないかって、その温度差が少しでも縮まるように、高いところは高いところへ上がっていくように実際その職員の研修会であるとか、実践事例の研究会であるとか、そういう部分を具体的に実践していくことで、必ずやれることが見つかるのではないかと思いますので、そのあたり今後どのようにされていくのかをお伺いしたいと思います。

それと危機管理プロジェクトの大枠としての現状として、これまでも何度も議会で質問させていただいたんですけども、なかなかこう具体的なものが感じられないというか、25項目のマニュアルにしてもなかなかこう形に見えてこないっていう部分、それは内容が複雑すぎるっていうのも分かるんですけども、やっぱり期限を切ってやっていっているはずの仕事が、形をなしていないような感じがします。必ず起きると期限の切られている地震・津波に対して、このような危機管理で大丈夫なのだろうかと不安にもなります。地域防災計画にしても先程優先順位の話もあったんですけども、やはり早く計画を立てることが重要でありますし、危機管理プロジェクト効率的に機能をさせることによって、それは策定に繋がっていくのではないかと思います。効率的に機能させることが難しいのであれば、やはり1日も早く防災に特化したプロジェクトチームを立ち上げて、そこを起点に連携する仕組みを作るべきではないのかと私は思います。プロジェクトチームについては過去の議会でも繰返し申し上げてきましたので、またしつこいなぁと思われるかも知れないんですけども、現状で町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議  
町

長 町長

長 まず最後の方からになりますけれども、防災に特化したプロジェクトチームのご提言につきましては、議員おっしゃるように過去2・3回ご提言をいただいております、実施をするように今はなっていないわけですけども、それもですね、議員おっしゃるようにもともと、この危機管理プロジェクトの中で危機管理マニュアルっていうのは前回もう少し早く作る予定で、お示しをしていたものが、実際にやってみるとなかなか難しく、業者委託も含めて今年の12月に完成予定というようなことに延びてきております。そういったこともあって、議員はじめ議員各位に取りましては、ちょっとこう町はもたついているのではないかというような感じを受け捉えているのかなぁというふう

に感じております。私といたしましては、地域防災計画につきましても、じゃあいつ見直しをするのかってというような期限を皆様方にお示しをする方がいいのではないかとというふうに考えておりました、この見直しにつきましては平成 25 年度に行いたいというふうに思っております。一般質問の中で議員からご提言のあった事前復興計画につきましても、平成 25 年度中にはとりかかりたいというふうに考えておりました、担当の方ともお話しを協議をしますと、やはり 2 年近く、1 年から 2 年近くかかるであろうというふうに考えております。先程の地域防災計画については 25 年度中に仕上げるということと、それから事前復興計画については 25 年の半ばぐらいに取り掛かり、そして 2 年間ぐらいの猶予をみていただきたいと、それから業務継続計画、いわゆる BCP につきましても、事前復興計画とほぼ並行する形でやっていけたらなあというふうに思っております、その 3 つにつきましては 25 年度、26 年度そして 27 年の中期には完成するというようなぐらいのスパンといいますか、計画でやっていきたいというふうに考えておりました、で元に戻るんですけども、その防災に特化したプロジェクトチームいわゆる地域防災計画を作るためのチームでありますとか、そういったものについては今のところそれは考えてはおりませんけれども、必要って感じた場合にはまたそれは作らせていただくというようなことで対応していきたいというふうに考えております。それから前段の防災に特化した地域担当職員について、黒潮町を例に上げられまして、そのような形でやっているところもあるから美波町もしっかりやりなさいよということについては真摯に受け止めて、そのいわゆる各町内会に張り付いております地域の防災の職員につきましては、研修会等は全体的にやってはあるわけですけども、その内容が議員が見られて少しいつというところがあるのかなあというふうに感じておりますので、そのあたりにつきましては職員の研修等につきましても、今後また重ねて参りたいというふうに考えております。

議 長 寺下議員  
1 1 番 議 員

今、町長の方から防災対策についても防災計画とか事前復興計画とか具体的な計画のスケジュールの答弁をいただきました。議場でこうやって期限も切っていただきましたので、それは必ず実現していただきたいと思っておりますし、事前復興計画も何か一歩進んだというか、やる形が道ができてきたのかなあという気もしますので、やっぱりこういっこいっこってということよ

りも、まあ並行してすることってというのは沢山あると思いますんで、そのあたりもしっかりとお願いしたいと思います。防災については行政と住民が常に意識して、自分達の命も自分達も町もしっかりと守っていくまちづくりや体制作りが必要だと思います。今後ともスピード感を持って対応していただくことを強くお願い申し上げて、私の質問は終わります。

議 長 以上で寺下議員の一般質問は終了いたしました。  
小休します。

(時に 10時10分)

休憩中

(時に 10時25分)

議 長 再開いたします。  
続いて14番山本議員の一般質問を許可いたします。  
山本議員

14番議員 暑さ寒さも彼岸までとよくいいました。非常に朝夕涼しくなりました。地震・津波対策について質したいと思います。

津波対策については同僚議員と重複・かぶる面もあろうかと思いますが、ご了解をいただきたいと思います。さて、東日本大震災が発生してから1年半が過ぎましたが、未だに避難生活者34万人等復興・復旧が進んでいない状況であります。本町におきましても先月末において、南海トラフによる巨大地震の被害想定が内閣府より示されたわけですが、今後県もプロジェクトチームを立ち上げ、詳細な浸水予測を年内に策定するとなっておりますが、美波町においては詳細ではないが市町村ごとの国の震災予測も示されたわけですから、地震・津波対策に速やかに、具体的に行程も踏まえて取組むことが課題と考え、先程の同僚議員の答弁にも25年度中に防災計画に見直しをするというようにはいわれておりましたが、危機管理プロジェクトでも、また町長提案説明でも報告はなされておりましたが、先程の同僚議員も指摘しておりましたように、動きが目に見えない、やはり目に見えたハード面・ソフト面においても今後どのように取組んでいくのか伺いたいと思います。

また日和佐地区においては、日和佐川北岸いわゆる日和佐浦地区においては、県の治山事業の中で避難所の設置も計画なされておりますが、日和佐川南岸いわゆる桜町・寺前地区における避難所建設の計画も情報としてはないようですが、この地域は高台への距離も遠く、また海拔2mぐらいと低地のところもあり、住民の方は危機感を持っており、「避難所建設はどないにな

っておるのか」とよく住民の方から耳にする言葉です。幼稚園・保育園の移転についても同様であり、今までの同僚議員にも答えていますように、国・県の浸水深・被害想定が示されてから取組むといわれておりますが、その結果を受けて、この結果に対し、移転工事も含めての検討委員会的な組織も立ち上げる必要があると考え、また大震災時の庁舎機能の代替施設として、総合体育館となっているが、施設・設備としては適正であると理解できるが、そこにいたるまでのアクセス道路、橋は災害と大丈夫か、機能するのか、それならば病院のパブリックコメントにもありました以前から住民の方々からの提言もあります道の駅の前の高台周辺に車等も出入できる中核的な防災拠点としての避難所建設をして、庁舎機能の代替施設の用地としても利用でき、中核的防災拠点避難所を作ることにより、幼保施設・その他、オールランド施設用地として活用ができるのではないかと私自身考え、ひとつの案であります。とにかく速やかに、また必要であれば組織も立上げ、まず拠点避難地として候補地を絞り、津波浸水区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から国の防災・減災事業補助にのっていきべきと思うが、課題はたくさんあるかと思いますが、「道に迷ったら遠くを見る」という言葉がありますが、住民の安全・安心を第一に原点に戻り取組むことが大事であると思いますが、どのような見解を持っておられるのか明確な答弁をお伺いしたいと思います。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 私の方からは、 つきましてご説明させていただきます。まず 1 点目の今後本町として、スケジュール的には対策・対応をどのように具体的に取組んでいくかの件でございますが、今回 8 月 29 日に内閣府より南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定が公表されました。この公表を受け、徳島県の有識者会議、津波浸水・地震プロジェクトチームが、様々な前提条件を考慮した上で、徳島県独自の浸水予測を年度内を目途に策定することになっております。よって美波町では、この徳島県の浸水予測をもとに、美波町でも町有施設の耐震化などを考慮した、ハザードマップを作成する予定にいたしております。また並行して今回示されました津波高等を参考に、避難路・避難場所の見直しを早急に進めてまいりますとともに、先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、地域防災計画・業務継続計画・事前復興計画につきましても、来年度以降検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

す。

続きまして、2点目の中核的となる避難施設の検討でございますが、先程のご質問でも、ご回答させていただきましたが、避難路・避難場所建設につきましては、日和佐川南岸地区のみならず美波町全体の計画の見直しを今後、早急に進めるとともに、速やかに整備してまいりたいと思っております。また、避難路・避難場所の検討にあたりましては、自然の高台を中心に、避難場所まで遠い、困難などの地区につきましては、人工的な避難場所の整備も検討してまいりたいと思っております。以上です。

議  
教

長  
育  
長

教育長

それでは私からは3点目の幼稚園・保育園の移転の検討についてお答えします。日和佐幼稚園・日和佐保育園の移転につきましては、園児を津波から守ることを念頭に、旧日和佐高等学校跡地を移転用地としておりましたが、東北地方太平洋沖地震による想定外の津波被害が発生したことから、移転用地の見直しを課題としたまま現在に至っております。8月29日に内閣府が南海トラフ沿いでの巨大地震による想定津波高・想定津波浸水域を公表したことから、想定津波浸水深も新たなものとなりましたので、本想定にかかるデータの入手を待って検討することとしておりました。このたび、美波町にもデータが提供されましたことから、本データを参考に移転用地を検討することとしています。検討にあたりましては、日和佐幼稚園・日和佐保育園の保護者の方々、今後お子さんが入園するであろう保護者の方々と、子育ての支援も含めて、意見をいただきながら取り組むこととしております。以上です。

議

長  
総務企画課長

長  
総務企画課長

私の方からは、総合体育館の代替施設となりうる場所の立地条件についてお答えいたしたいと思っております。災害時の庁舎機能の代替施設を総合体育館としておりますのは、町内において津波浸水区域以外に適当な町有施設が無かったことが第一の要因となっております。このことから、町の中心部から離れた場所となっております。中心部から現地までには奥瀬川があり4箇所の橋が架かっております。落橋防止等の耐震構造となっておりますのは上流部のサンラインの入り口にある千羽口橋のみとなっておりますので、地震の規模・如何によっては経路が断たれる恐れがないとは言い切れません。

本庁舎が津波浸水等、被害を受けない場所に移転することが理想ではございますけれども、それには時間も要することとな

りますので、将来的な検討課題として検討を進めることとさせていただきます。現在の状況下で最善の対策を講じることが行政の役割であることから、現時点においては、この場所が最良の場所として位置づけし、今後それに変わる場所が出来た場合においては、その順位を見直すということとさせて頂きたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。以上でございます。

議 長  
1 4 番 議 員

山本議員

自席から失礼します。再問をいたしたいと思っておりますので、防災課長は美波町全体を避難地域ということでいろいろ考えていくといわれておりますが、特に私は指摘しておりますのは、一番行政としては全体のことを考えていくことは、ほれはあたりまえのことであるが、特に指摘しておるんは南岸地域が遅れておるといことで指摘しとるけん、こういう取り組みをせないかなあいうことでございます。それと幼稚園・保育所に関しましては、検討委員会保護者も含めてしていく、立ち上げるというようにおりますが、時期的なもんはいつごろを予定しておるのかお聞きしたいと思っております。

それともう1点総合体育館につきましては現地点ではほういう施設・高台がないということでございますが、そのために私が高台を作れって、ほこへってというような感じにいうておるわけでございますが、その辺のとも含めまして、やはり道の駅はもともとの総合拠点であることだし、やはり周辺に大規模な避難所建設があれば、そういういろいろ自衛隊とかいうこともありまして、連携がスムーズにいけるのではないかとということをお聞きしておるわけでございます。

議 長  
議 町

町長

私の方から今の再問につきまして、お答えをさしていただきたいと思っております。まず南岸地域といわれる桜町地域のことでございますが、以前より議員の方からご提言のありますいわゆるサンクス裏の山につきましては、私共の美波町のいわゆる市街地の中でも日和佐川を挟んでの南側につきましては、自然の高台が現実的になかなか無い状況の中で、一番あの辺りについてがいいのではないかとというふうに認識はしているところは私も同じでございます。ただまだ十分な地権者の方とのお話しでありますとか、その地形をいわゆる高台として整備するにあたり、その基本構想的なもの、例えば議員がおっしゃっていただいたように、将来的にはこれは事前復興計画にも繋がる場所があ

ろうかと思えますけれども、今回の8月29日の国の公表ではこの役場は4mあまって浸かるというような中ですね、理想としてはいわゆる高台に庁舎機能に移転できればそれは一番防災的には理想的なのかなあというふうに考えております。そういう庁舎機能でありますとか、その他もろもろの公共施設を今後町として、高台に全て持っていくような計画をしていくのか、でありますとか、それに要する事業費がどれぐらいかかるのかとかいうことについては、基本的な考え方を今後早急につめさしていただいて、対応をさせていただきたいとは思っておりますけれども、まずそこまで大きなことではなくて、例えば議員が3番目でおっしゃっている幼保のいわゆる移転先としてどうかというようなこともございます。これにつきましては時期についてというようなお話でございましたので、今のところ考えておりますのは10月の15日以降で保育園とそれと幼稚園の保護者の方、またそれのもう少し小さい方ですかね、保護者の方とこれに特化したお話じゃなくて、子育て全般について町長と教育長が出席させていただいて、意見交換会をする場を設けてもらうように両園長をお願いしているところでございますが、そういった中で移転先の話でありますとか、それから子育て全般についてのお話もいただきながら皆さま方のお考え等ももう一度意見交換の中でお聞きして、今後取組んでいきたいなあと思っております。

それから3点目の総合体育館のことにつきましても、総務課長が申し上げたとおりでございます。今現在役場の代替施設としてどこを選ぶかっていうようなことの中で、そういう施設を最優先で選ばさせていただいた結果そのようになっています。この美波町の中の日和佐地域といいますのは、日和佐川等で北河内谷も含めましてですけども、川で囲まれている地形がございます。ここの役場につきましては日和佐川で厄除橋で繋がっておりますが、その橋がいわゆる今回想定されています震度7ってというような地震・揺れに耐えられるかどうかというところは現在落渠防止ってというような工事につきましては、県の方でやっていただいておりますけれども、そういった検証もあろうかなあと思えます。先ほど行ったように体育館につきましては、それよりもまたたくさんの内ヶ磯橋でありますとか、いろんな橋を渡らなくてはいけないということで、現実的には地震の揺れによっては、そこの代替庁舎が、代替庁舎たることができないうようなこともあるかと思えます。そうい

ったことであろうかと思えますけれども、現在のところ町有施設でいわゆる浸水がないところというと、ほこの総合体育館になってまいります。日和佐城はどうかというようなお話しも伺っております。日和佐城につきましても建物自体は町のものでございますので、そこがいいのではないかとかというような諸々の話、もう1つは町の施設ではありませんけれども、北河内にあります県の支援学校につきましても浸水区域に入っておりませんので、あすこはどうだろうかというようなことも含めて今後いろいろと検討をさしていただいて、最良な第2のいわゆる代替施設として指定といいますか、実行性のある代替施設というようなことで、やっていきたいというふうに考えておるところであります。

議 長  
1 4 議 員

山本議員

町長より幼稚園・保育所については保護者だけではなく、子育て者全体の方も含め、意見交換会を進めていくということを申しておりましたが、そういうことも速やかに進めていただきたいと思えます。

最後になりますが地震津波の対策といたしましては、現在津波避難シェルターの取り組み、また復旧基金の創設あるいはセカンドタウン構想のようなことも叫ばれておりますが、やはりいえることは限られた財源の中で実行性のある対策を講じていくには、事業検証優先順位等が必要であり、また国により、自治体別の浸水深も示されており、スピード感を持って望まなくては住民の不安感が増すばかりであります。防災のまち・震災に強いまち・安心安全のまちとしての取り組みを行い、最終的には津波・減災対策としては結局早期に避難・逃げるということとございますが、また逃げるときでも福岡県のある町が取り組んでおります逃げタオル運動として、逃げる際に郵便ポストにタオルを挟んで逃げる、そうすることによりましてポストにタオルが挟まっておれば逃げているという目印ともなり、近所の人にもすぐ分かり、町内会またいろいろな人にも分かり、減災対策の取り組みのひとつであろうかと思えます。まずいえることは逃げる高台への避難所を作ってあげてください。そして皆が先程防災課長もいっておられましたように、若い人達が美波町を離れていこうというようなこともお聞きしているという、まあ私自身もほういうように感じる面がございますので、本当にこのまちに住んでよかったと思えるまちづくりにしていただきたいと思えます。以上で終わります。

議 長 山本議員

1 4 番 議 員

次に空き家対策、空き家が全国各地で大きな社会問題となっており、本町においても多分にもれず近年空き家が町中心部においても多くなっており、現在まちにおいて空き家の実情・状況は把握できておるのか、またその内、廃屋化した家屋状況も併せて伺いたい。また現在は町が救済というかたちで取り組んでおります、空き家情報等についても空き家バンク事業として民間あるいは NPO 等に委託して、改修再生に取り組めばもっともっと広がりもでき、空き店舗においても有効活用できるのではないかと考えますが、行政側としては空き家活用拡大の施策をどのように持つておるのかも含めて伺いたいと思います。

最後に津波対策に関連してくるのですが、地震津波の被害が想定される中、避難路としての機能が著しく失われる恐れのある廃屋化した倒壊の恐れのある住宅に対し、環境整備と防火防災面の危険もあり、空き家・空き地の適切な管理を基本とすることを条例化することが現在全国的にも自治体が、取り組む自治体が増えておるわけですが、県内においても取り組んでいる自治体もあり、国の補助事業でもあり、老朽化した空き家の解体・撤去に一部支援するという施策も本町において、防災面において力をいれている自治体として、取り組む課題と考えるが、デメリットとしては一個人に補助金を出すのとか、また解体後の税制面とかあると思うが、先般徳島県知事も国へ提言者として老朽化した空き家の撤去の推進・税制上の優遇措置の設置等に提言取り組んでおり、本町においても必要な施策と考えるが、どのような展開を持つておるのかお伺いいたします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

ただ今の山本議員のご質問にお答えいたします。空き家の把握についてでございますけれども、過去にはなりますが平成 20 年度に県の補助事業により町内会連合会に空き家調査を委託しております。調査結果では町内全体で 325 戸の空き家がありますが、この時の調査目的が移住者への空き家情報提供のための調査であったため、その内の廃屋の件数までは、この時は調査いたしておりません。ちなみに全国で国土交通省がおこなっております空き家実態調査の把握情報では、全国市区町村対象として 16.5%の市区町村で把握をしているという現状でございます。

次に空き家バンク事業を民間・NPO 等に委託してはどうかと

というようなご質問でございますけれども、美波町で空き屋バンク事業は総務企画課内において、移住交流支援センターを設けて、空き家情報の提供を行い、移住者への支援を行っております。空き家情報の提供については、広報・ホームページでお願いしているところではありますけれども、現在提供件数は1件と少ない状況であります。さて、ご質問のありましたNPO等に運営委託してはどうかとのことでございますけれども、徳島県内で現在、移住交流支援センターをNPOに委託しておりますのは神山町のグリーンバレー、勝浦町のふれあいの里さかもとの2町となっております。また、NPO独自で空き家情報の提供を行っているところもございます。美波町においては、特に由岐地区において地域づくり団体の活動が活発なところがあり、独自に空き家の紹介などを行っている団体もあります。NPOにつきましては、今年8月に日和佐まちおこし隊が設立されておるようでございますけれども、空き家情報については取り組んではない状況であります。空き家バンク事業をNPO等に運営委託することについては、行政と違い活動範囲も広がり効果が得られると考えておりますけれども、その運営委託に当たっては美波町全域の情報を管理して頂くこととなり、委託料等も必要になってくるかと思われれます。これらのことを考慮いたしまして、管理運営を受けて頂くNPO等があれば積極的に進めさせて頂きたいと考えております。空き家活用を施策については、ご提言いただいたことは、現在の取り組みに充実に活かしていきたいと思っております。

それから廃屋化した倒壊の恐れのある住宅には条例化も含めて補助事業、そういった対策が必要ではないかというご質問でございますけれども、少子高齢化・人口減少が進む中、空き家は増える傾向にあると考えられます。その中には老朽化した空き家も見受けられ、その適正な管理が求められているところでもあります。空き家の管理責任については、本来所有者又は管理者にありまして、倒壊等により何らかの事故等が起こった場合は、その責任を負うこととなります。また、建築基準法にも規定がございます、保安上危険な建築物等に対しては除却等の勧告・命令を出すことが出来ることとなっており、その権限については徳島県内においては徳島県と特定行政庁であります徳島市に権限があります。また、消防法・廃棄物処理法での措置もございます。最近では条例により規制を行っている団体も多くなってきており、国の調査では全国で73の地方公共団体で施

行されておりますけれども、県内では現在のところ制定されていない状況であります。そもそも個人の財産でその管理責任は所有者又は管理者にあり、他の法律で既に措置できることから、今すぐに条例化の予定はございません。

次に、空き家撤去補助事業についてであります。これは国土交通省住宅局所管の空き家再生等推進事業のことであるかと思っておりますが、この事業につきましては住環境の整備などを行われるもので、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 ヶ年が事業年度となっており、除却事業については県内で徳島市と海陽町が行っているところです。美波町においては、撤去後の使い方は限定されますが地域づくり推進条例に基づいて老朽倒壊危険家屋撤去支援事業で除却に対する補助を行っております。また、空き家の再生といった点では、定住促進対策条例で転入者に対する空き家改修費用の補助を行っているところです。空き家対策は、全国的にも問題視されており、取り組むべき課題であります。徳島県住宅課においてもこの 9 月 28 日に空き家対策の勉強会を開催することとなっております。また税制面での優遇措置については、徳島県から国に向け政策提言を行っているところであるところから、国の動向を注視していきたいと思っております。平成 25 年度からの国の補助の継続及び内容については、まだ示されておりませんが、他町の取り組みなども研究し、国から示されます補助制度の内容を確認した上で、制度化に向けて検討させて頂きたいと思っております。以上です。

議長 山本議員

14 番 委員

再問に自席から失礼します。今までに住民から廃屋化した住宅があり、危ない・危険ということで町に相談ということはあったのか、私自身町内歩いておりますと、ほういうことも聞き、行政でこれこんなでないぞならんのではないかというようなことも聞いたこともあり、まゝまゝあの時点では相続人のこともあり、難しいのかなあとは思っておりましたが、現に各自治体もこのように取り組んでおり、条例化も急増しておる中で、先程、総務課長もいわれましたように建築基準法では危険な建築物は勧告できるというようにいわれておりましたが、各自治体の担当者の方は一応ほういうように勧告できるとなっておりますが、ほぼ基準が明確でないということで取り組んで、これではいかん、あやふやな基準になっておるということを指摘しております。2009 年には国は過疎地域と旧産炭地域に入って空き家撤去費用の補助を人口の減少が認められる市、いわゆる徳島市

やね、町村、海陽町において国費、2/5、40%であり、13年度までの次元措置として徳島県も力をいれておるわけですが、海陽町では600千円を限度に2/3の助成金を出しており、老朽化・不良度を役場職員が点数制でチェックをして、対象判定を決めており、また施工業者も町内業者としているようです。本町においても一個人に税金を投入するののかというようなこともいわれておりますが、現に簡易な耐震工事に補助対象としておるようなところもあり、その辺のところはクリアできるのでないかと思われまます。前向きに検討していただいたらと思うところでございますが、答弁をお願いいたします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

お答えいたします。建築基準法の撤去のことでございますけれども、たしかに建築基準法では明確な規定っていうのはございません。ほの建築基準法の第10条で定められておりますけれども、保安上危険な建築物等に対する措置ということで、損傷・腐食・その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となる恐れがあると認める場合においては、その所有者・管理者・占有者に対して相当の猶予期限を設けて除却・移転・改築・増築、そういった措置を勧告することができると、ほういった内容になっておりまして、確かにどの程度進めばっていうところまでは規定はされておりますけれども、ある程度の制限措置はあるということになっております。それで町内で空き家等・廃屋に対して住民からの苦情といたしますか、対応については過去に何件かあったかとは思いますが、先程も申し上げましたけれども、所有者または管理者の責任ということで、その所有者・管理者をお願いしていただくというようなかたちをとらしていただいております。

それで補助事業の点でございますけれども、先程答弁させていただきまして、現在施行されております補助事業については24年度で終わりと、一旦は終わりとということで、先程山本議員おっしゃられたように徳島県からもその継続については要望といたしますか提言、徳島からの提言として国の方に上げているところでございますので、多分でございますけれども継続というかたちにとられると思います。それでその内容については現補助制度とどう違うかは、十分見さしていただいて、できれば制度化に向けて前向きに検討さしていただきたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

議 長 山本議員  
1 4 番 議 員 最後になりますが、やはり防災に力を入れておる自治体、美波町ということで、特にこういうことを速やかに検討、前向きに検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

(時に 11時03分)

議 長 以上で山本議員の一般質問は終了いたしました。  
続いて7番北山委員の一般質問を許可いたします。  
北山議員

7 番 議 員 それでは一般質問をします。私は、大きく減災対策と総合計画の2つの問題について質問しますのでよろしくお願ひいたします。

1点目、減災対策問題について、第1に情報伝達手段に関して4点お聞きします。現在、町は情報伝達、即ち警報伝達手段は幾つの方法で行っていますか、お答えください。7月29日の訓練でも放送が聞こえなかったという声があります。こんな難聴地域の実態を把握していますか、お答えください。防災行政無線整備事業が完成すれば、難聴地域は解消しますか。またその完成時期はいつですか、お答えください。徳島市のように携帯電話を使う方法を考える気持ちはありませんか、お答えください。

次に第2に災害時要援護者支援対策に関して2点お聞きします。要援護者支援制度実施要綱では、支援機関は自主防災組織と民生児童委員となっていますが、これだけでは実際の支援活動は出来ません。何人かの支援者を決めなければなりません。この支援者を決める作業は、町・支援機関・家族・本人の三者で協議し、依頼してはじめて出来ることだと思えますが町はどのように考えていますか。この要綱を告示するだけでは事は進まないと思えます。支援機関の仕事は避難誘導と安否確認となっていますが、寝たきりなどの要援護者を避難誘導するだけでも、周到的な計画と準備を要する場合が多いと思えます。これも町・支援者・家族・本人の三者協議で作るべきだと思えますが、町の考えをお聞かせください。

次に第3に災害時、町の機能がどうなるかについて2点お聞きします。大津波警報発令時、町の災害対策本部の位置・組織・機能の状況予測と行動計画は出来ていますか、お答えください。出来ているのであれば、その概要を説明ください。以上です。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 私の方からは 情報伝達について 災害時の町の機能について、この2点についてご解答させていただきます。

まず1点目、情報伝達手段としましては、防災行政無線や告知放送による屋内端末・屋外スピーカからの放送による情報伝達、また、これは町からではないんですが、各ご家庭のテレビ・ラジオからの情報収集があるかと思えます。また、NTTドコモの携帯電話加入者に対しまして緊急速報メールが美波町内で受信ができるよう手続きを行いまして、9月1日から受信できるようになっております。また、auにつきましては、10月1日から、ソフトバンクにつきましては、10月以降で受信ができるようただ今手続きを行っております。緊急速報メールとは、気象庁が発表する一般向け緊急地震速報並びに津波警報・大津波警報を現在ご加入の携帯電話に自動で配信するサービスのことであります。なお、詳細につきましては、広報みなみ10月号に掲載し町民の皆様幅広く広報予定にいたしております。

次に、町内放送の聞こえない箇所は把握はできているのかでございますが、防災行政無線につきましては、昨年12月及び今年7月に避難訓練を行いました。その際に自主防災会・住民の方・職員などから聞こえない等の情報をいただいたところにつきましては、スピーカ等の不具合がある場合、修繕を行ってきております。ただし、箇所によりましては、一度修繕したものがすぐに不具合になる。また電波を受信したりしなかったりと、設置から30年近くなる設備のため、手立てを考慮中の箇所があるのも現状でございます。なお9月27日には、自主防災会連合会の臨時総会を開催いたしますので、その際7月に行いました避難訓練につきましての、ご意見を伺う予定にいたしております。

次に、防災行政無線整備事業が完成すれば難聴地域は解消するのかでございますが、現在、机上での放送伝達地域のシュミレーションを行っておるところでございます。ただし事業費にも限りがあること、少ない子局で最大限の効果を上げることができ、できる限り津波などで、流失・破損しないところを、現在設置している子局を基本に選定作業を行っております。そのようなことから、美波町のすみからすみまで難聴地区を解消することができるか、今後詳細調査を行いながら判断して行きたいと思っております。もし難聴地区ができる場合には、個別受信機や防災ラジオなど設置などで対応することも検討していくこととなります。また、防災行政無線の完成は

いつになるのかでございますが、平成 24 年度中に実施設計を行い、25 年度工事着工予定でございますが、まだ実施設計ができておりませんので、いつ完成ってというのははっきりしたことは申し上げられませんが、一応計画としては 2 年間、2 年を目途に考えております。

次に徳島市のように携帯電話を使った警報伝達を考えることはできないか、であります。先ほど北山議員のご指摘の件は 9 月 1 日に徳島市が、緊急速報メールを使った情報伝達訓練を実施したということだと推測されますので、先ほど情報伝達手段の中で回答させていただきました、携帯電話による気象庁が発表する緊急速報メールにつきまして、9 月 1 日から順次配信予定とさせていただきます。

続きまして 3 番の災害時の町の機能についてということでございますが、まず大津波警報が発令された場合、もしくは震度 6 弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部は自動設置されます。その場合、位置は役場本庁に自動設置されますが、万が一津波が発生した場合、職員等も避難することとなり、役場本庁舎が津波等により被災した場合、収まるまで役場本庁へ近づくことはできないと思われれます。津波等の襲来、余震等の 2 次災害の危険が無くなり、役場本庁が使用可能な場合は、そのまま役場本庁が災害対策本部となりますが、使用できない場合、現在、代替施設として考えております総合体育館の方へ災害対策本部を移し、体制を構築し災害対策にあたることとなります。組織としては、町長を本部長とし、参集した全職員が、現在製作中の個別危機管理対処マニュアルの各行動計画に基づき、行動を行っていくこととなっております。以上です。

議 長 保健福祉課長  
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方からは、北山議員さんの 2 点目の災害時要援護者支援対策についての、災害時要援護者支援制度実施要綱の中の自主防・民生委員の支援機関について、ご答弁させていただきます。

まず答弁にあたりまして、要綱を作る経緯として本来、美波町におきまして計画を策定しておりますので、その流れをご説明させていただきます。美波町では災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するために、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ、平成 22 年 3 月美波町災害時要援護者避難支援プラン、全体計画を策定しております。東日本大震災発生以前の計画ではございますが、本町に

おける災害時要援護者の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することといたしております。そのような方針により本町では平成23年度美波町災害時要援護者支援制度実施要綱を策定しております。ご質問にございましたその中の支援機関ではございますが、それは美波町災害時要援護者支援計画の国のガイドラインに策定しております避難支援者の選定は要援護者本人の意向を極力尊重することとしていますが、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力に行われるものであることや、支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについても十分に周知するとともに、実施されたものでございます。またこの支援機関の義務としては、知りえた情報については、支援者以外の目的で支援以外の目的で台帳を利用してはならないとしております。

それで今後の計画といたしましては、先程、北山議員さんもおっしゃってありましたように、今後は要援護者の避難支援について、町の危機管理プロジェクトまた地域防災計画の見直しと併せまして、緊急を要する避難場所等も決めていくことになるのではございますが、そこに誰がどのように避難するのか、また家族・ご本人がかかわっている関係者とも協議を何度も何度も重ねる必要があると思います。そのような協議が出来るサポートを行政ができたらと考えております。また町としては助かる命は助けると言う減災の視点から、要援護者を対象とした避難訓練を行うとともに、訓練の検証も行いながら、個人個人に対する意識啓発も図ることといたしております。以上です。

議 員 長  
7 番 議 員

北山議員

今の保健福祉課長の私の質問に答えてないような感じがあるんですが、再問をいたしたいと思います。

まず第1点目の情報伝達に関してですが、については行政無線と個別受信機、町がする手段としてはこの2つと、こう理解していいのか。携帯電話が9月1日からNTTですか、あとAUが10月、ソフトバンクも10月からというような話もありましたが、これと重複するんですが、これは訓練の時もこれは使えれるのかどうか、徳島市はそれを使って情報伝達の訓練をやったというような話があるんですが、これが使えないとすれば

町の 2 つの手段に頼らなければならないということになりますんで、 ということで、それに対応できるのかどうか、再度お聞かせを願いたいと思います。

それと放送が使えないという難聴地域の実態につきまして、自主防災組織なり今度の総会ですか、その時にも再度伺って、その時に報告があった件については全て最終の対応はしていただけると、そういうことなのかどうか、再度お聞きをいたします。

それと防災行政無線整備事業については、まだ実施計画ができていないというような話なんです、やはり難聴地域があるということ認識されているのであれば、早く実施計画を作って、一日も早い難聴地域解消の手立てをするべきというように私は感じます。それと先程同僚議員もやはり姿が見えてこないということについても、やはりこういう対応の遅さっていうんですか、そこらが問題だと思いますんで、再度これについてはもう少し具体的な意気込みっていうんですか、そういう対応について再度答弁をいただけたらと思います。

それと災害時要支援者支援対策についてですが、これについては協議会を設置して、何度も何度も今後検討していくというような、そういう答弁だったんですが、この課長もいわれておった要支援者、要援護者支援制度実施要綱については 24 年の 3 月ですか、3 月に公示をされておるといようなかたちでありますんで、今現在、支援機関との協議はどうなっておるのか、先程もいいましたが、要綱を告示するだけではぜんぜん進まないと思いますんで、もう期間も 6 ヶ月も過ぎておる状況の中で、どのような対応をされたのかお聞かせを願いたいと思います。

それと の支援機関の仕事、これも決められております。先程もいいましたが、避難誘導と安否確認、再度お聞きしますが、こんな中で寝たきりなどの方の避難誘導っていうことを 1 つとっても周到な計画と準備が要すると思いますんで、これをこの計画準備を支援機関が作るというようなかたちになれば大変大きな負担になると思いますんで、これも町と支援者、この支援者を早く決めて家族・本人三者協議でつくるべきと思いますが、再度町の考えをお聞かせ下さい。

議長  
消防防災課長

消防防災課長

それではご解答させていただきます。まず緊急速報メールの件でございますが、まず実際はもし津波とか地震が起きた場合は、これは気象庁の方から自働配信されまして受信は美波町内

においでる方、美波町内で携帯電話をお持ちの方、10月以降は受信は可能とこれは聞いております。それは確実に大丈夫かと思っております。ただその訓練につきましては、まだ電話会社とのやり取り、そこまではちょっとできておりません。訓練の時にそれを使かわさせていただけるのか、たぶん徳島市ができましたので、できるかと思いますが、3社となっておりますので、その辺の都合といたしますか、連携をとれるかどうか、もう一度確認をしまして今後訓練の時に使えるものであれば、訓練の時に発信等々の訓練もさせていただきたいと思っております。

続きまして現在の防災無線の難聴地域につきましてでございますが、今回27日に自主防災会の方でご意見を伺って難聴地域があれば調査し、できるかぎり難聴地域がなくなるようなかたちにしていきたいと思っておりますが、ただ今後そのデジタル化、これから行います防災行政無線の整備とあいからまってその辺の事業費でありますとか、その辺を考慮いたしまして、今後検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

後ですね、実施計画につきましてであります。実施設計、現在業者に委託いたしまして、24年度中に発注して行っているところでございます。内容につきましては諸般の報告の中にも町長の方からご説明させていただいたと思うんですが、本庁舎に統制台、支所に遠隔統制局、町内46箇所の同報の小局並びに移動系の携帯端末25台、ファン固定端末4台、移動系車載型端末25台を整備する予定にいたしております。ただこれには先程いいましたように、難聴地域の、もし難聴地域が出来た場合に個別受信機とか防災ラジオを設置する費用等々は含まれておりません。ですからその辺は補助事業をいただく関係上、それは補助対象外ということと伺っております。ですのでその辺を今後どうして、もし難聴地域が出来た場合、そういう地域に対してどういうふうなかたちで行っていくかってことも今年度中に精査を行い、必ず難聴地域が無くなるように計画を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 保健福祉課長  
保健福祉課長

それでは私の方からは、災害時要援護者支援対策についての再問、支援機関との協議はということ、それとまた支援機関が寝たきりの方などの避難誘導等の支援策を決めていくのかということについてお答えしたいと思います。

支援機関との協議はということではございますが、これにつ

いてはこの美波町災害時要援護者支援制度実施要綱にもとづきまして、昨年23年度におきまして災害時要援護者台帳という作成に取り組ましました。その時点におきまして、この作成にあたり、どのような方法で作成していくかということで、本来の全体計画にありますように、同意方式というのをとりまして、美波町では美波町民生児童員協議会に委託し、個別に一人ひとりをあたっていただきながら、個別に要援護者台帳登録申請書っていうのを、任意ではございますが、登録を必要とする方に登録をしていただいております。その時点で民生児童委員協議会の方には趣旨等をご説明させていただいております。今後この台帳が概ね作業が今、作業中ではございますが、概ね対象者に対しての登録が登録入力済みになったことが終えまして、今後自主防とも会議等を通じてご説明しながら、ご説明、お話しをさせていただきたいと思っております。

また支援機関が避難支援について決めていくのかということについてでございますが、これについては、先ほどもお答えさせていただきましたように、町の危機管理プロジェクトですとか、地域防災計画の見直しとあわせまして、とりあえず町としては避難場所を決めていき、その中で今度は地域の消防団であるとか、自主防災組織・町内会・福祉関係者との連携を深めながら、当人・ご家族・ご本人それとの方と何度も何度も話し合いを個別にする必要があると思っております。それでその中でこの方がどのように避難をしていくかっていうのを協議していけたらと思っておりますので、町としてはそのサポートをできていければと思っております。以上でございます。

議長  
7 番 議 員

北山議員

再々質問をさせていただきます。この携帯電話については訓練に使用できるかどうかは分からないと、実際の災害では当然使える、私もそう思います。しかし訓練でも使えるようなかたちで、常に訓練をしていくべきだと思いますので、早急に確認をして、やっていただけるような方向で努力をしていただきたいと思います。

それと難聴地域についてですが、この件については初日の提案理由の説明の時にもありましたが、7月の29日の訓練というんは参加人員も余り把握できていないというような訓練であったように説明がありましたが、私共の東由岐の防災会ではこのときに避難カードっていうんを避難していただいた方123名に書いていただきました。この中でやはり放送が聞こえなかった

いう地域の方がかなりおいでましたんで、また総会のときの報告はいたしますが、できるだけ放送が聞こえないという地域がないように他のことを切り詰めてでも、やはり避難地域の解消に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと1つ再問でいい忘れたんですが、災害時の対策本部につきましては、6月議会の総務課長の答弁ではその時の状況で考えるというような一般職員の方が逃げるんで、災害対策本部についてはその時の状況で考えるというような答弁がありました。この災害対策本部っていうのは先程課長も申しあげましたが、大津波警報発令あるいは震度6以上の地震が起きた場合自動的に設置されるというようなかたちになっていきますんで、これもできるだけ早くちゃんとしたマニュアルっていうんですか、行動計画を作っていただいて、それをお示しをいただけたらと思いますんで、早急な対応をよろしく願いいたします。

それと災害時要援護者支援対策についてですが、この問題については大変難しい問題だと私は思います。しかしやらなければならない問題だということでもあります。平成24年の3月に要援護者支援制度実施要綱、これはこの時点で公示をされております。当然町長も知っておることだろうと思いますが、それから9ヶ月もたって今の段階でまだ協議もされていないような答弁であります。そしてその要支援者制度の中には支援機関として、自主防災組織と民生委員、この2つに特定をされているわけなんですんで、民生委員さんには説明したが今後、自主防災会には説明をするというような、9ヶ月も経って自主防災会にこれから話をすると、そういうふう対応ではいつ起こっても不思議でない震災に対応はできないと思いますんで、このところ町長の考えを最後にお聞かせを願えたらと思いますんで、よろしく願いいたします。

議  
町

長 町長

長 いまおっしゃられた災害時の要援護者支援制度のことでございますが、先ほど保健福祉課長から申しあげましたように、この要綱は3月に作らさしていただいて、それからまた並行するかたちで要援護者台帳を民生委員さんのご協力によりまして作っております。その中にはこの要援護者の申請・届出の中に支援者を書く欄がございます。例えば私が要援護者というようなことであれば、隣近所の方でありますとか、そういった方に支援者になっていただけたらいいかとかいうようなこととお話しをさし

ていただいて、そして了解をいただいた方には支援者になっていただくということで、届出をいただいております。要援護者自体は1,000人前後、対象者としては1,000人を超えて、登録者は1,000人を切れるってぐらいの数がいらっしゃるわけでございますけれども、支援者はその約1/3程度となっております、300数人となっております。ですから絶対数が不足しているというようなことございますので、これからはその支援者につきまして、要援護者1人につきまして最低お2人ぐらいの支援者ができるようにというような手続をやっていくというようなことございます。それともう1つは議員が今おしゃられた要綱というのと、全体計画っていうの2つありますけれども、要綱には自主防災組織と民生員っていうのが支援組織として指定をされておまして、そこにつきましてはいわゆる情報をその2つにお流ししますけれども、守秘義務とかっていうようなことでやってくださいねっていうようなことがあります、計画の中ではそれ以外に町内会でありますとか、社会福祉協議会でありますとか、そういった支援団体は入っております。この要支援台帳っていうのは本当に微妙な情報でございますから、こうなかなか漏れるっていうようなことがあってはならないっていうようなことが一方であるものの、災害時にはその方の状況をちゃんと知っていただいている。例えばどこで寝ているでありますとか、普段どのような状況っていうのは知っておかなくてはとても助けることができないっていうことで、一方要綱を作らさしていただきながら、いわゆる支援の計画はまた別途作らさしていただいております中で、今申し上げたような支援体制ができております。自主防災組織への説明が遅れているっていうことは、真摯にお詫びをしないといけないことではありますけれども、その先程申しましたように要支援の台帳作りをやっている中で、これからその支援者っていうようなことを作っていく、まだまだ出来上がっていません。ていうようなことがございまして、自主防への説明が遅れておるわけでございますが、民生委員さんにつきましてはその台帳を作ってくださいといただく委託先となっていていただいておりますので、そういったかたちで情報でありますとか、こういった内容については事前にお話をさしていただいているっていうことで、ちょっと差がございまして、できるだけ今後につきましては2つの組織がこの要援護者台帳を作っていくうえでの要となる支援組織でございますので、十分にお話しをさしていただくようにし

議 7 番 議 員

てまいりたいと思います。

長 北山議員

今の件でございますが、要綱と計画が違うというような話があり、まだできあがっていないので、話が出来ないというような、ほういう答弁がありました。現実要綱は3月にできていますので、6か月半年もあれば十分いろんな作業ができると思います。この件については減災対策ということで、早急にやらなければならないと思う問題なので、十分に考えて対応をしていただけたらと思います。

次に大きな2番目の総合計画について2点質問します。第1は、第1次総合計画の検証評価について。今回の総合計画の作成に当たって、第1次総合計画の検証評価は前段階に実施すると6月議会で答弁していましたが、アンケート・委託契約・諸ワークショップの実施済みの現段階では、当然、完了して結果は出ていると思いますが、その結論だけで結構ですから簡単にお聞かせください。もともとこうした計画はローリング方式で毎年見直し、検証評価を重ねていくべきと考えます。したがって毎年度末にはそれまでの検証評価結果が出ていなければならないものと考えますが、町の考えをお聞かせください。

第2、アンケートについてです。アンケートの対象は無作為抽出で2,000人を選んだと言う事ですが、抽出された結果の状況を見たとき、果たしてその方法は妥当だったのかと疑問を感じています。無作為抽出と言っても色々な方法があります。実施した抽出方法を正確に言ってください。第1次総合計画の時のアンケートは住民7,000+町出身者+中学生を対象、今回の場合は住民2,000で中学生抜きということで、全然比較対象が出来ない状況です。これでは地域社会の動きの実態把握が出来ないと思います。最も重要な町経営のトップ計画である総合計画作りが、なんとなく場当たりの作業で進められているように見えます、この点町はどのように考えているのかお聞かせ下さい。

議 総務企画課長

長 総務企画課長

北山議員のご質問にお答えいたします。現総合計画の検証についてでございますけれども、第2次美波町総合計画の策定作業において、現計画の検証・分析を行うこととさせていただいております。作業スケジュールといたしましては、各課ヒアリングなどを実施予定といたしておりまして、これにつきましては12月末ごろまでに予定といたしておりまして、そういった内

容を踏まえて検証結果については第 2 次総合計画に反映することといたしております。

次にアンケート調査についてでございますけれども、2,000 人を対象に、地区別、それから男女別、10 歳刻みの年齢別の各比率によりまして、完全無作為に抽出しておこなっております。この抽出方法は、地区・性別・年齢層に偏りが生じないことから、最良の方法だと思っております。それから前回のアンケート調査につきましては、議員がおっしゃられたとおり 7,000 人、住民の方 7,000 人対象と中学生等にアンケートをとっております。今回は 2,000 人ということで、対象者数は少ないということで住民の意見がなかなか反映できないのではないかとということございまして、今回アンケート調査を絞り込まさせていただいたことについては、予算的な点もあるかと思っておりますけれども、その反面ですね、住民のワークショップでありますとか、この完成時に行いますといいますが、パブリックコメント等で住民の意見をその中で反映させていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それから計画について毎年度ローリング方式で検討すべきではないかということで、寺下議員のご質問にもありましたけれども、毎年予算査定等で毎年度の計画を立てていく上で、各課からの聞き取りによって、それは進めさせていただけたらと思っております。以上です。

議 長  
7 番 議 員

北山番議員

検証結果、これについては総務課長が 6 月議会に現段階、早い段階でっていうような、当然私もそれを聞いたときにまず 5 年間の総合計画の検証があって、それを踏まえたうえで次の計画に、これは常識的な問題だと私は思います。の今後は年々検証をして、ローリング方式で検証して評価結果を出していくというような答弁がありました。少なくとも今まで 5 年間の総合計画については年々の検証ができていないとしても、今回の新たな計画を作る上では、6 月の時点で総務課長が答弁したように何をやる、一番まず最初に検証ありきで次の計画を策定していくべきと、これが常識と私は思うんですが、それを今年の 12 月までにやるというんはちょっと理解しがたい、あの時の総務課長の答弁とはかけ離れているような感じがしますんで、再度答弁をいただけたらと思っております。

それとアンケートの対象について、無作為抽出の方法、これについて完全無作為というような地域・性別いろんなかたちで

区別をしてってというような答弁がありました。私のところでは家族6名です。家族6名の中で私の中は5名までアンケートがきておりました。他の地域でいろいろ聞いてみますと、ぜんぜん来てないという地域、それから1件だけ来たという方、2,000という数で前は7,000、今回2,000というかたちになれば、1/3以下のところで私のように1軒に5通もきたというようなかたちのところがあれば、また住民の中でぜんぜん意見を聞かれてないという家が増えてくるように思います。何かこの方式、総務課長は完全無作為だというようなそういう答弁でしたが、なんか疑問の残る方式だったような感じがいたします。そこらについて再度答弁をいただけたらと思います。

それとその2,000にした理由、これは予算的なことでの処置だというような答弁がありました。前回は婦人会にお願いをしております。今回にしてもやはり今後10年の重要な総合計画でありますので、各町内会長会議あたりに話をすれば、全て隣組・隣組単位でアンケートをとっていただけるのではないのかなあ、予算がないから町民全体にできなかった、こんな理由は到底理解しがたい問題だと思いますので、再度答弁をお願いします。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長

総務企画課長

検証についてでございますけれども、6月議会で私共が検証を早い時期にということ申上げて、遅くなっておることにつきましては、お詫び申し上げますけれども、議員おっしゃられるように現計画から時期計画に変える場合は、もちろん今どいういった状況にあるかっていうのはもちろん検証しないと次の計画には進めないということで、そのとおりと思っております。ですから検証内容的に例えばですね、今、現計画であれば20年に策定いたしましたときには、道路整備等であれば日和佐道路、完成してないわけで、そのときはいろいろ県との連携を図って推進するということで、そういった面についてはできあがっていると。それとか公共交通の整備であれば、今現在タクシー助成はおこなっているけれども、また違った面も進めていくといった、そういった検証の仕方になるかと思っております。それと定住環境の整備においては、UJIターンの促進では、空き家情報の提供をネットとかホームページですると、そういったことについてはできておりますけれども、次の段階となる空き家情報の収集についてはまだまだというこの検討課題ってというのがございます。そういった面をひとつずつですね、各分野ごとに各課か

らヒヤリングを行いまして、できていないとこ、それからできていない理由・原因等を全て把握した上でないとやはり次の計画には移れないと思っておりますので、しっかりと検証を行って次の計画に反映させていただきたいと思っております。

それからアンケート調査については、議員のお宅には5通とどいたということで、私共のお聞きするまでは知らなかったわけでございますけれども、基本的には行政区が単位になっておりまして、伊座利であれば13人、阿部であれば32人、志和岐で29人、東由岐で55人、西の地で66人等々その町内行政区単位で比率によってアンケートさせていただいたかたちとなっております。ですからその1軒のお宅に何通行くかまでの今回の調査・抽出方法は機械的に行っておりますので、そこに手を加えると完全無作為にならないということで、あえてガイドどおり出てきたとおりでさせていただいた経緯がございます。それと予算の関係ということで2,000人ということと申し上げましたけれども、今回あらゆるというか、業者から提案をいただいて、その中でその提案を受けて業者選定を行っておるわけでございますけれども、今回の提案の中で先程も申し上げましたけれども、住民のワークショップでありますとか、今回開かれます子ども未来会議、こういった新たな取り組みの作業っていうこともございまして、アンケートについてはこの程度にさせていただいたといような経緯があります。町内会等使って婦人会ってというのは由岐地区ではもうございませんけれども、そういった方法もあったかも分かりませんえけれども、業者提案の中でのこの全体の枠での住民の意見の把握の仕方ということで、ご理解いただけたらと思います。以上です。

議 長  
7 番 議 員

北山議員

検証はするっていうんは、これは本当に当たり前の話なんで、これできているもの、できていないもの、そういうかたちで検証をしていく。当然そうなるだろうと私も思います。そこらのところまで分かっているのであれば、今まで各部所も全部やってきたことで、5年間の総合計画がありますんで、すぐさまそういうこと12月末まで待たなくてもやれると思います。できていることがまず分かっているんだったら、できていることだけでも表にするなり紙面で書いていただいて、私共議員にも教えていただけたらと思いますんで、そこら早急に出していただけたらと思います。

それと今回のアンケート調査についてですが、町内会の件数

をまず決めて、そんな中でやっていたってというような話であります。町内会の件数を決めて、私のところへ5通も来たら東由岐の町内会っていうのはかなり行く範囲が低くなってくるというようなかたちになります。先程聞いたような地区とか性別とかいろんなかたちで選別して、最終それを無作為にひいたと、この地区とか性別とかそういうことをやること自体が作為的であったんでなかろうかなあと、私素人なりにそんな感じがいたします。やはりやるのであれば前回のように出来だけ多い町民の方に意見を聞いていく、そのために予算的なことがあるのであれば町内会にお願いをするなり、婦人会にお願いをするなり、いろんな方法はとれたと思います。やはり町長も今まで何回も住民の意見を踏まえた中でやっていく総合計画というようなことなんで、できるだけ町民の意見を聞いていただきたかったなあとというような感じがいたします。

それと総務課長が業者の提案にお任せしてやったんだというような答弁がありました。これは私の意見なんです。業者ってというような専門家のきれいな紋付羽織を着たような本を作って、それが総合計画だというようなかたちに出すよりも、やはり町の職員が知恵を絞って、つぎはぎだらけで泥にまみれたような仕事着でも、その地域に根ざした職員が考えた総合計画の作成の仕方というようなかたちで作った方が、はるかにいい仕事が出来ると感じます。今後はそういうことに徹してやっていたらと思います。以上で私の質問は終わります。

議

長 以上で、北山議員の一般質問は終了いたしました。

通告者の一般質問は終了いたしました。これにて一般質問を終了します。

以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

(時に 11時58分)

9月25日(火)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。只今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 認定第1号 平成23年度美波町公営企業会計決算の認定について

日程第2 認定第2号 平成23年度美波町歳入歳出決算の認定について

日程第3 報告第7号 平成23年度決算における健全化判断比率について

日程第4 報告第8号 平成23年度決算における資金不足比率について 4件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

認定第1号・第2号及び報告第7号・8号を一括議題とします。

認定第1号・第2号及び報告第7号・8号については、去る9月18日に本会議において各常任委員会に付託しておりますので委員長からご報告願います。

総務産業建設常任委員会委員長

2 番 議 員

先日行われました総務産業委員会に付託されました審議・審査の結果報告を申し上げます。去る18日に総務産業建設委員会に付託されました案件は認定第1号水道事業、認定第2号総務産業建設委員会の所管、この2点及び報告7号・8号の2件でありました。委員会は9月24日議場において、全委員出席のもと開催し、審査を行いました。決算審査については監査委員より会計的な数字を基礎として、法令や法則に照らした審査がなされ、平成23年度美波町公営企業会計決算及び平成23年の美波町歳入歳出決算にかかる決算書書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支にかかる調書、財産にかかる調書については正確に処理されているとの監査報告が出されておりますので、委員会では主に成果表に沿って審議を行いました。その結果についてご報告します。以下審査の過程におきまして、議論のありました事項についてその概要を申し上げます。

主なものは水道事業関係で水道使用料の未収額が毎年増加し、固定化しつつあり、昨年も徴収方法について給水制限告知

を含めた強い請求及び給水停止を検討するように提案したが、実行されていない。給水停止までの手続が十分できていない、今後もっと訪問に務めていきたいと答弁がありました。また津波対策上の計画、水源地が浸水する可能性があると思うが、機器類・電気系統等の津波対策を検討するよう意見がありました。このほか委員会の審査を通じ、議論のありましたものは事項といたしましては、観光地 10 選、薬王寺門前桜町の活性化、大浜海岸への動線効果、よくばり体験の運営また公共下水道使用料の滞納等々の議論がありました。

認定第 1 号平成 23 年度美波町公営企業会計決算の認定について、水道事業及び認定第 2 号平成 23 年度美波町歳入歳出決算の認定についての 2 件は採決の結果、出席議員全員異議なく認定することに決定いたしました。また報告第 7 号平成 23 年度決算における健全化判断化比率について、報告第 8 号平成 23 年度決算における資金不足比率についてを承認することに決定いたしました。水道事業の経営、美波町歳入歳出決算全般について、それぞれの善処・検討を行い、財政基盤強化に取組み、住民福祉のため一層の努力を望みまして、総務産業建設委員会の報告を終わります。

議 長  
1 1 番 議 員

文教厚生常任委員会委員長

文教厚生委員会に付託されました議案審査の結果を報告いたします。去る 9 月 18 日に文教厚生委員会に付託されました案件は、認定第 1 号病院事業、認定第 2 号文教厚生委員会所管の 2 件でありました。委員会は 9 月 24 日議場において、全委員出席のもと開催し、審査を行いました。特定健診・特定保健指導について、目標受診率に到達できていない、費用対効果はあるのか、健診結果・レセプト点検で各疾病との関係について効果を出すのはまだ時間が必要で資料を出すにはいたっていないが、腎機能低下の状況については、健診の結果がよくなるなど改善が見られている。生活習慣の見直しや必要な情報提供ができ、支援ができていると改善に繋がると、答弁がありました。次に全ての事業、町税・水道使用料・住宅使用料・住宅新築資金等の貸付・介護保険料での滞納について、全職員がしっかりと対応していく必要がある。簡単に欠損処分とせず、収納に対するの取組むべきことについて、滞納の徴収については平成 22 年度から全庁的に取組んできて、一定の効果は見られていると思うが、新たな方策についても検討して対応していきたいと答弁がありました。また学校のいじめ問題については、常日頃から

把握に努めている、また日和佐小学校の体育館床下浸水対策については業者と共に浸水防止対策を図っているとの答弁がありました。このほか委員会の審査を通じ議論のありました主な事項といたしましては、病院事業での職員の意識改革、受付方法等、要援護者台帳の整備、高台移転等の検討、子どもセンターの移転、児童館の移転計画の検討、一人親家庭等医療費助成事業の広報、要援護者の津波からの避難対策、老人福祉センターの有効利用等の議論がありました。認定第1号平成23年度美波町公営企業会計決算の認定について、病院事業及び認定第2号平成23年度美波町歳入歳出決算の認定について、文教厚生委員会の所管の2件は採決の結果、出席議員全員異議なく認定することに決定いたしました。病院事業の経営、美波町歳入歳出決算全般について、それぞれの善処・検討を行い財政基盤強化に取組み、住民福祉のため一層の努力を望みまして、文教厚生委員会の報告を終わります。

議

長 常任委員会委員長報告の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、いずれも認定・承認すべきものであります。

認定第1号 平成23年度 美波町公営企業会計決算の認定について

認定第2号 平成23年度 美波町歳入歳出決算の認定について

報告第7号 平成23年度 決算における健全化判断比率について

報告第8号 平成23年度 決算における資金不足比率について 4件は、委員長の報告のとおり認定、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

認定第1号・2号は、原案のとおり認定及び、報告第7号・8号は承認されました。

日程第5 議案第53号 町道路線の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長

建設課長 (議案第53号の説明をする)  
説明が終わりました。質疑を行います。  
丸龍議員

6番議員 課長これ認定に関しては別に問題ないんですが、このガードレール奥潟線の、このっていうんはこれどんなんですか。ちょっと道から下の奥潟川までちょっと高さがあると思うんですがお聞きしたいと思います。

建設課長

建設課長 今回、町道認定お願いしておるのは、県用工作物になるんですね、堤防、県の管理する堤防と堤防上の車道部分について町道認定するというので、基本的には堤防上については県はガードレール設置を認めていないというような状況がございます。ただ付いているところも何箇所かございます。できないかということもまた県の方でいっぺん協議もしたいと思います。以上でございます。

丸龍議員

6番議員 今、課長から答弁いただきましたが、やはり高さまた生活圏の道でありますので、安全確保ということで県の方にですね、強く要望していただきたいと思います。

建設課長 他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

議案第53号 町道路線の認定についてを採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 町道路線の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長

建設課長 (議案第54号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑もないようですのでこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 54 号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立多数」です。

議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 56 号 美波町道路占用料徴収条例の制定について(条例第 18 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長

建設課長  
議

( 議案第 56 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 56 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 57 号 美波町がけ崩れ対策工事分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長

建設課長  
議

( 議案第 57 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 57 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 58 号 平成 24 年度 美波町一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長

総務企画課長  
議 長

( 議案第 58 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員

議長一括で全部質問していいですか。それではお聞きします。まず 11 ページの議会費、150 千円の中で研修についてっていうような説明があったんですが、その内容について教えていただきたいと思います。その次、情報ネットワーク費被災者支援システム用データ抽出委託料これはどのような内容なのか、そしてどのようにこれをやることによって変わるのか、そこらを教えていただきたいと思います。それと姉妹都市振興費 900 千円ですか、これについてはいつ誰が行くようになっているのか教えていただきたいと思います。それと 12 ページ、デマンドタクシー運行委託事業委託料ですか、これは先般の委員会でも議論があったんですが、運行内容についてあまり的確な答弁がなかったので、もう少しちゃんと検討してからというような指摘をしておりましたが、それはもうできているのか、もしできていないのであればいつごろそれがはっきり分かるのか教えていただきたいと思います。それから 14 ページ病院建設事業補助金、病院建設事業認定業務委託料、これの内容っていうんを教えていただきたいと思います。それと 15 ページ青年就農給付金 4,500 千円ですか、それにつきましては総務課長の説明で新規就農総合支援事業の補助金というような説明があったんで、これっていうんは私が一般質問で質したあの事業のことと理解していいのか。また課長が教えてくれました農業経営承継事業の方なのか、そこらのところ教えていただきたいのと、新規就農という新しい事業のことであるとすればこの 4 名の方、どのような内容になっているのか、もう少し詳しく教えていただけ

たらと思います。それと 17 ページの都市計画総務費の調査委託料、この検討業務の内容をもう少し詳しく教えてください。以上です。お願いします。

議長  
産業振興課長

産業課長

15 ページの青年就農給付金でございますが、これは前に一般質問されました青年就農給付金の経営開始型でございます。同じものでございます。年間 1 人 1,500 千円で、年間の所得が 2,500 千円以下の人について最長 5 年間給付するというところでございます。それと事業内容はそういうことで、該当するというか 5 年間の交付要件につきましては、前もいいましたが自ら農地の所有権もしくは利用権を有している、それから主要な機械・施設を自ら所有貸借している、本人名義で生産物を出荷・取引している。本人名義の通帳があり、売上や経費の支出等の経営支出を自ら通帳・帳簿で管理している。それから給付対象者が農業経営に関する利用権を有しているというようなことでございます。農家の師弟でありましても、親元に就農してから 5 年以内に経営を継承する場合は該当になります。そういうことです。以上です。

議長  
議会事務局長

議会事務局

議会の 19 節の議会負担金ですが、これは 11 月の 14 日から 16 日、全国で 56 回町村議会議長全国大会の参加と合わせて北海道の白老町議会に議会改革の取組みとしての研修を行うためです。主なものでは通年議会の開催について、それと議会内の条例・規則体系の見直しについて等々の研修を行う予定です。16 町村、徳島県の 16 町村が参加する予定です。

議長  
総務企画課長

総務企画課長

先程のご質問にお答えしたいと思います。まず 11 ページの情報ネットワーク費の委託料で、被災者支援システム用データ抽出委託料でございますが、被災者支援システムにつきましては、昨年度から徳島県で住民情報のバックアップの検討委員会というのをやっておりまして、その中でどういったことができるかということで、県内現在 12 市町村でこの被災者支援システムを導入いたしております。この被災者支援システムにつきましては災害時において被災者への罹災証明書・被災家屋証明書そういったものでありますとか、避難所関連の管理でありますとか仮設住宅や犠牲者の遺族管理、そういったもろもろの管理ができるようなシステムになっております。ただこのもとになります住民基本台帳の情報、氏名・年齢等の情報につきまし

てはもちろん被災時にここの庁舎に置いておけばダメということで、今遠隔地に置いております。そういったデータをですね、被災時には、その遠隔地から運んでいただいて、この被災者支援システムを使ってそういった復旧にかかる支援ができるシステムになっています。ただ住基データの抽出につきましては、なかなかこの被災者支援システムに合うデータづくりというのが必要となってきますので、それにかかるプログラムの開発にかかる費用とさせていただきます。

次に姉妹都市振興費の経費でございますけれども、今年がですね豪日協会 30 周年記念の年となっております。それで 10 月の 18 日から 10 月の 22 日までの期間において、あちらへ行って式典に参加、それから領事館等への挨拶等を行っております。この豪日協会につきましては現在ケアンズとの友好都市を行っていく上で、非常に重要な位置づけとなっておりますので、今回参加とさせていただきます。それで参加については 2 名を予定いたしております、現在のところ副町長、それから担当職員を総務企画課から 1 名という 2 名体制で参加させていただきたいと思っております。

次に 12 ページの委託料で、デマンドタクシーの運行事業委託料でございますが、先般の委員会でご説明させていただきまして、大枠についてはもちろんああいったかたちということでご理解いただけたらと思っておりますけれども、詳細につきましてはまた地域公共交通会議も行いますし、もちろん運行に当たってはタクシー事業等、詳細について詰めていくというかたちになりますので、運行予定については来年の 1 月以降となっておりますので、それまでに詳細については詰めさせていただきたいというかたちでお願いしたいと思います。

それから 14 ページの病院事業建設事業に係る補助金の分でございますけれども、事業認定につきましては前の委員会でもご説明させていただきましたので省略させていただきますけれども、事業認定業務につきましてはコンサルタント業務となりまして、発注するわけでございますけれども、この事業認定につきましては県の積算基準というのがございまして、こういった事業をする場合のおよその金額というのははじかれております。それをもとに発注するわけですがけれども、業務内容といたしましては、打ち合わせ協議、それから現地調査、それから資料の収集及び作成、調書等の作成、添付図面作成、申請書図書の作成が主なものとなっております。それと現場においては地

すべり協議も必要となってきますので、そういった協議の補助といえますか、設計業務も含まれております。以上でございます。

議 長  
建 設 課 長

建設課長

都市計画道路の見直しの検討業務内容ですね、これにつきましては都市計画道路見直し行程で、1から5までのステップがありますが、その内現在までにステップ1からステップ4までの作業を行っております。具体的にステップ4といえますのは原案ができて、次に地元説明会、全体説明会を入れる段階への手前というところでございますが、24年度はステップ5の都市計画案の縦覧・意見書の提出・都市計画審議会・都市計画決定の順序で都市計画の手続を行います。そのための都市計画変更図面の作成と都市計画変更申請書の作成を行う予定でございます。以上で説明を終わります。

議 長  
7 番 議 員

北山議員

デマンドタクシーの運行についての詳細は1月までというような答弁であったんですが、できるだけ早い段階で決定をしていただけたら、また利用する人等にも口伝えなり何なりで分かっていくのではないのかなあと思いますので、早急に決める作業を進めていただきたいと思います。

それとこの病院事業認定業務っていうのは、前にありました支援事業いうんですか、あの事業のことなんですかね。ほこらもう少し教えていただけたらと思いますので、よろしく願います。

議 長  
総 務 企 画 課 長

総務課長

この事業認定業務につきましては、今現在発注しております支援業務とは別個のものでございまして、基本設計を発注して、そういった基本設計の流れの中で並行して進めるべきものであって、病院に必要な土地が本当にそれだけの土地が必要なんかっていうことが決めないとやっぱり事業認定いただけませんので、基本設計と非常に密接な関係の中で進めていくような業務となっております。

議 長

他に質疑ありませんか。

5 番 議 員

永本議員

12ページの町内会連合会の補助金1,500千円ですが、これは遅きに支出だというものの、被災地を視察されるということで、その視察のメンバーというんですかね、由岐・日和佐地域を比べますと由岐の方が非常にまあ防災意識が進んでおる、日和佐

地区についてはかなり遅れておるということで、進んでおる由岐地区の方から多数の参加というんでは困るわけなんで、できれば日和佐地区から沢山の方が参加していただいたらありがたいとおもうわけで、この状況。

それから 17 ページの非常備消防、以前にも町の方へ要請しておりましたが、消防団の詰所ですね、これが水没するというようなことでは非常に困るわけなんで、津波の水没の恐れがないのが赤松・山河内、あと西河内・北河内ここの市街地、あるいは由岐町の方、ほれらについても消防団の詰所については、用地的にそんなに大きなものはいらないうわけなんです。このあたりをひとつ、積極的に考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

お答えします。12 ページの町内会連合会の補助金で東日本大震災の視察でございますけれども、この案内につきましては町内会連合会・自主防にですね、各団体に案内は出さしていただいております。それで対象者としては町内会で自主防が違う会長さんがされてるところもいますけれども、そこで 1 名というかたちでご案内させていただいておりますけれども、これが締切がですね、9 月の末となっております、今現在日和佐の方がいくら申し込まれとうかっていうんは今ちょっとこの場では把握はしておりませんが、後でですね、また寄っていただけたら報告させていただきたいと思っております。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

先程の詰所の浸水地にかかる件につきまして、ご説明させていただきます。先般内閣府の津波高等々の公表がされました。それを今詳しくこちらの方で調査いたしております。また先般もご説明させていただきましたが、それに伴いましてハザードマップ等々これから作成していきます。その中で詰所のみならず、公営施設等々の移転等もこれから検討していく課題の 1 つかと思っております。それと合わせて検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長

他に

1 1 番 議員

寺下議員

20 ページの総合体育館運営費の公共施設再生可能エネルギー導入工事、これは公民館の方にもあるんですけれども、この工事の内容といたしますか、どのぐらいの規模でどのような電気量なり蓄電があるのか、その内容についてお伺いします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

この公共施設再生可能エネルギー等の導入促進事業については、先程もちょっと説明させてもらいましたが、災害時の防災拠点となりえるような施設についての太陽光パネルと蓄電池の設置となっております。それで規模なんでございますけれども、総合体育館につきましては太陽光は出力が定額出力が20kWで発電量は20,000kWhの太陽光、それからリチウムイオン蓄電池っていうのを置くんですけども、ほれを15kWhの蓄電池を1つ置くようになっております。それと公民館については、先程の体育館よりは半分の太陽光パネルで10kWの定額出力で発電量は10,000kWhで、蓄電池については同等のものを置くこととなっております。それでですね、メーカーによっても多少違うかと思うんですけども、この蓄電池の容量については、それと使う電気の量にもよりますけれども、約2kWの機器を最大で使った場合で6時間、6時間持つといったような蓄電池となっております。以上です。

議 長 寺下議員

1 1 番 議 員

ちょっとその内容に関してはあまりよく分からないので、その自然エネルギーにこう転化していくっていうのはすごい大事なことだと思うんですが、国の制度であるとか、県の基金事業であるからといって、内容についてあまり精査せずにそのまま実施していくっていうのも、やっぱり今の現状では一般財源からの負担もあると思いますので、よく内容等精査されて、実施していただくことをお願いしたいと思います。

議 長 他に質疑ありませんか。

1 4 番 議 員 山本議員

20ページの土木施設災害復旧費、これ町長の提案説明でも7月から1,300千円以上は変動型最低制限価格制度を行っていくといわれておりますが、試行といわれておりますが、どのような内容の制度かそれをお聞きしたいのと、もう1点この先程北山議員さんもいっていましたが、関連となりますが、一般の委員会の資料で見ますと、提唱・実証運行計画案によるとタクシーの助成またデマンドバスの利用できないという空白的な地域も見受けられるので、これから1月までにかけて極力ほらいう不公平感のないように調整して取組んでいただきたいです。それは要望といたします。以上です。

議 長 建設課長

建設課長

変動型最低制限価格制度の内容ということで、これにつつま

しては従来は最低制限価格いうんは町長が札をまゝいうたら入札の前に決めておりました。ほれで封をして、ほれで入札室に持っていくんです。今回の分、最低制限価格の制度につきましては、その分については制限価格は事前に決められません。設計価格だけをですね、記載しております。設計価格イコール予定価格としておりますので、設計価格イコール予定価格だけを札を入札の前に町長に決定していただきます。それで当日入札の場ですね、業者が札を入れて、そのトータル10,000千円の工事費の場合、設計価格が、その場合は85%以下になった札についてはですね、8,500千円ということのみなしの価格というんを設定しまして、それでトータル平均入札価格を出して、ほれよりも8,500千円よりも下回ってもですね、下回る場合は83.2%かな、83.2%いうんが実際85%以下で全部が応札費というか入札を入れてきた場合は、8,320千円ということかな、ほれで決まるというようなことになります。それでほれがまゝほの時、ほれがそれ以下ばかりの場合やけんど、ずうっとバラバラになっておりますので、それはその都度平均を出して最低制限価格設定するというございます。ここではちょっとはっきりしたことはいえんけんどね。

議長

長

他に  
新開議員

12番議員

2点ほどちょっとお聞きしたいんですが、まず1点目、ふれあいホールのおぼの水槽の修繕料1,600千円、これどういうところ修理なさるのかお聞かせ願いたい。

それと保育所・幼稚園、総務課長がおっしゃったと思うんですが、ガラスの飛散防止のということをいっておったようございますが、多分地震対策によってガラスが落つたときに、人が集まる場所にガラスが多分落ちてくるので、そういうようなことをいわれとうと思うんですが、どういう内容でどのぐらいの規模をなさるのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長

長

地域振興室長

地域振興室長  
新開議員の質問にお答えいたします。16ページのふれあいホール費の修繕料でございますが、ご承知のとおり1階に円形水槽がございます。その横にふれあい水槽がありますけれども、特に円形水槽の方についてであったんですけど、平成あれが8年の7月にオープンしたと思うんですけど、その当時から設置されておりました海水の冷却装置、それがいよいよ使えなくなってしまうして、それを取替えをさしていただくという費

用が1つ、これが1,000千円近くかかります。もう少し細かくいいますと、当時の装置そのまま置き換えるようなやり方をしますと数百万かかってしまうというようなことがありましたので、なるべく簡易なやり方を業者さんの方に考えていただきまして、エアコンの室外機のようなものに置き換えていくことによって、かなり金額下げることができるというふうなことで、そのようなかたちに置き換えるような修繕をさしていただくということが1つ、それとその結果として当然不用になった装置が出てまいりますので、それを撤去させていただいて処分させていただきたい。結構古い装置が残ったままになっておりまして、機械室の中も手狭になっておりますので、その機会にそういった装置を撤去させていただいて、処分をさせていただきたいというのが2つ、それともう1点はぼっぼ物産館の方になりますが、ぼっぼ物産館の方でも水槽がございまして、アワビであるとかあるいは伊勢エビなんかを少々生けておきまして、希望者にお売りしていると、そういうふなんもございまして、これにつきましても、年数が経ったがために使えなくなっておりました。それにつきまして伊勢エビの時期でございますので、補正を組まさせていただいて対応させていただくというようなことでございます。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 それでは私の方からは保育園の修繕料、飛散防止フィルムについてお答えさせていただきます。議員がおっしゃいましたとおり、これについては防災対策用の飛散防止フィルムでございます。これについて現在、日和佐保育園と阿部保育園・木岐保育園について業者により見ていただいた結果、日和佐保育園では29m必要である、また阿部保育園では30m必要でございます。また木岐保育園では36mのフィルムが必要ということで予算措置をさせていただいております。それで由岐保育園と赤松保育園においては、現在強化ガラス・強化プラスチック等のものを使用しておりますので、フィルムの必要はないということで、3園について予算措置させていただいております。以上でございます。

議 長 教育課長

学校教育課長 それでは私の方から幼稚園の飛散防止フィルムの修繕料のご説明をいたします。昨年の8月に日和佐保育園・日和佐幼稚園のPTAと保護者会から町長・議長宛に防災に関する要望書ということで、要望の中に、その要望書の中に耐震改修及びガラス

に飛散防止フィルムを貼るといような要望が出てきておりました。それで幼稚園の方は日和佐保育所より古くて、耐震も出来ておりません。フィルムを張るのに一応管理等、これは体育館、リズム室ですね、リズム室の方とそれと保育等、全てを一応全部貼るということで、今回 1,200 千円のフィルムを貼る、業者によって貼っていただくというように出しております。それとこれ、額が高くなっておりますのは、管理等の方、体育館の方を貼るときにガラス、高所のガラスのところがございます。高いところが、そこが足場がいたりしますので、足場をする費用とかもはっておりますので、ちょっと額が見積もりでは 1,200 千円というふうになっております。以上です。

議 長 他に質疑  
影山議員

3 番 議員 18 ページの中学校費について質問します。日和佐中学校費ですが、賃借料使用料及び賃借料、先程総務課長からいよったように、今年から中学校で体育で武道かまたダンスが必修化になっております。それで剣道部といったんですが、184 千円、何組か、それから私が認識しているのは日和佐中学校はすもうを選択したと聞いておるんですが、由岐中学校が剣道を選択したと聞いておるんですが、そのあたりご説明お願いします。

議 長 教育課長

教 育 課 長 それではご説明いたします。議員ご指摘のとおり今年度から体育の授業で武道が必修となっております。日和佐中学校の方は剣道ということで 20 組、剣道とすもうということで、女子が剣道ということで聞いております。それで 20 組ということで、由岐中学校の方は当初に入っておりましたが、日和佐中学校は今回の補正で剣道ということで 20 組のレンタル料ということで上げてきております。以上です。

議 長 小休します

( 時に 10 時 35 分 )

( 休憩中 )

( 時に 10 時 37 分 )

議 長 再開します。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これより、議案第 58 を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

( 時に 10 時 39 分 )

( 休憩中 )

( 時に 10 時 55 分 )

議長 再開します。

日程第 10 議案第 59 号 平成 24 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長

保健福祉課長 ( 議案第 59 号の説明をする )

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

江本議員

2 番 議員 国民健康保険税の方で、歳入の方で少しお伺いしたいんですが、一般被保険者の国民健康保険税ということで、14,000 千円減というかたちで、調定でも確定されてたというように理解するんですが、この減額っていう要因っていうのは、どういうところからきとるのか、そこのところ分かったら教えていただきたいんですけど。

議長 保健福祉課長

保健福祉課長 それでは先程の江本議員さんのご質問に対してお答えさせていただきます。7月の当初課税が終わりまして、調定は確定いたしました。その調整予算でございますが、一般被保険者の方で 14,135 千円の減となっているのは、大きな要因としては課税所得の低下、それと資産割の基礎となります固定資産税というのが 3 年に 1 度の評価替えによりましてことによりまして、大きく減になったことが要因となっております。それで課税所得については、基礎分・後期区分とも当初課税対象見込額より、約 5.3% の減となっており、約課税所得では 47,000 千円の課税所得の減となっております。また資産割りに相当します固定資産税についても 10.9% の減でございます。当初予算見込みからすると、資産対象税額は 4,800 千円の減となっております。以上でございます。

議

長 質疑ありませんか。質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です

議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 60 号 平成 24 年度 美波町簡易水道事業  
特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道課長

水 道 課 長  
議

( 議案第 60 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終わります。  
討論を行います。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 60 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です

議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 61 号 平成 24 年度美波町公共下水道事業  
特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長

建 設 課 長  
議

( 議案第 61 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ないようすので、終わります。

討論を行います。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 61 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です

議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 62 号 平成 24 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長

保健福祉課長  
議

( 議案第 62 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ないようので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 62 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 63 号 平成 24 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。住民室長

住民室長  
議

( 議案第 63 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 63 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 64 号 平成 24 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

保健福祉課長  
議

当局の説明を求めます。保健福祉課長

(議案第 64 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 64 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12 : 反対 0)

「起立全員」です。

議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 65 号 平成 24 年度美波町水道事業会計補正予算を議題といたします。

水道課長  
議

当局の説明を求めます。水道課長

(議案第 65 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 65 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12 : 反対 0)

「起立全員」です。

議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 66 号 平成 24 年度 美波町病院事業会計

補正予算を議題といたします。

日和佐病院事務長  
議 長

当局の説明を求めます。日和佐病院事務長

( 議案第 66 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 66 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 12 : 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 請願書第 1 号 常設型の美波町住民投票条例制定  
に関する請願について、議題といたします。

本件について、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

江本委員長

2 番 議 員

請願審査報告書、平成 24 年 3 月定例会で総務産業建設委員会  
に付託されました請願書の結果報告を申し上げます。委員会は 7  
月 26 日、9 月 11 日、21 日に開催し、審査を行いました。委員  
会では住民投票を行う場合は、住民投票の対象案件、発議及び  
請求、投票に関する手続の要件をあらかじめ条例によって定め、  
要件を満たすことにより、自動的にいつでも住民投票を実施す  
る常設型の制度ではなく、住民投票として現行法上、制度化さ  
れているもの、地方公共団体が定める条例、首長・議長が提案  
し、議会の議決により住民投票条例を制定する。また住民につ  
いては地方自治法第 74 条の規定にもとづく直接請求により、住  
民投票条例の制定を市長に対し求め、議会の議決を得て制定す  
る。手続による個別型の住民投票で行うことでいいのではない  
かと、意見になりました。採決の結果、住民の意思を確認する  
必要が生じた場合には、慎重に審議し、個別設置型の住民投票  
条例をつくるべきであると、全員の意見となり、常設型の美波  
町住民投票条例制定に関する請願は不採択と決定いたしました。  
以上、委員長報告を終わります。

議 長

委員長の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。  
質疑を終わります。  
討論を行います、討論はありませんか。  
小休します。

(時に 11時39分)

(休憩中)

(時に 11時40分)

議

長

再開します。

反対討論から、先にいただきます。反対討論ありますか。

寺下議員

1 1 番 議 員

すいません、これはこの請願に対する反対ってということではないんですよね。私は反対の立場から発言をいたします。請願者の春田さんの趣旨もまあ認識し、理解もいたしておりますし、北山さんがこれまでの請願の時にもおっしゃられたような住民の意見を十分に反映させるということに対しては、住民自治の観点からも重要であると考えております。また今後過疎化が進み、行財政改革の中で議員の定員削減も段階を経て実施される中で、もし極端に少なくなった場合においては、この制度は真に必要なようになってくるかも知れないと認識しております。しかし本来、住民の代表として議会があります。たしかに町を左右するような大きな課題については住民の意見を聞くことは必要不可欠のことではありますが、しかしその前に私達議会がしっかりと機能し、チェック機関としての役割を果たし、日々住民と関わる中で情報を発信し共有し、住民の意見や要望を行政に反映させていかなければいけないと私は考えます。以前からも議員の協力の下、議会だより報告会を行ったり、インターネットによる議会中継を開始したりと、一歩ずつではありますが、開かれた議会を目指し取り組んでおります。また現在定数のあり方についても協議を重ね、住民から付託された議員として役割を果たすべく、各常任委員会・特別委員会・議会運営委員会と議長を先頭に議会全体で努力し、現在していこうと取り組んでおります。今私達に足りないものは沢山あるかもしれませんが、早期条例制定ありきと考えるよりも、そのような声があることを真摯に受け止めて、これからも議会改革に努め、町が前向きに進むよう、行政と両輪のごとく努力したいと考えておりますので、現段階での条例制定については反対いたします。

議

長

次に賛成の討論をお願いします。

北山議員

7 番 議 員 私は賛成の立場で討論をいたします。今日のような複雑で多様化した社会では、町民ニーズをより適切に町政に反映させるため、町民が投票により意見を直接表明することができる住民投票制度化をすることが、町民の町政参画を促進することになり、町民参加による共同のまちづくりの第一歩になると思いますので、賛成をいたしますので、よろしく願いをいたします。

議 長 この請願に対する委員長報告は、不採択です。請願第1号常設型の美波町住民投票条例制定に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

( 賛成 1 : 反対 11 )

「起立少数」です。

したがって、請願第1号常設型の美波町住民投票条例制定に関する請願は、不採択ということに決定いたしました。

日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

「意義なし」と認めます。

次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議

規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 24 年第 3 回美波町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

( 時に 11 時 55 分 )

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 54 年 11 月 22 日

美波町議会議長

坂口 通

議会議員

寺下 博子

議会議員

岩瀬 公